

○愛媛県告示第 530 号

長浜大橋開閉部分管理規程（昭和10年 7月愛媛県告示第 598 号）の一部を次のように改正し、平成20年 4月 1日から施行する。  
平成20年 3月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><b>第 3 条</b> 長浜大橋ノ管理ニ関スル事項及運転士並ニ助手（以下単ニ係員ト称ス）ノ指揮監督ハ南予地方局長 <u>ヲシテ之ヲ管掌セシム</u></p> <p><b>第11条</b> 開閉部分ニ於ケル故障又ハ其ノ他ノ事故ニ依リ陸上又ハ水上通行ニ支障アリト認メタルトキハ南予地方局長 <u>ハ危険予防ノ為適当ナル処置ヲ講スルコトヲ得</u></p>	<p><b>第 3 条</b> 長浜大橋ノ管理ニ関スル事項及運転士並ニ助手（以下単ニ係員ト称ス）ノ指揮監督ハ八幡浜地方局長ヲシテ之ヲ管掌セシム</p> <p><b>第11条</b> 開閉部分ニ於ケル故障又ハ其ノ他ノ事故ニ依リ陸上又ハ水上通行ニ支障アリト認メタルトキハ八幡浜地方局長ハ危険予防ノ為適当ナル処置ヲ講スルコトヲ得</p>

○愛媛県告示第 531 号

愛媛県鶏経済能力検定規程（昭和40年 3月愛媛県告示第 281 号）の一部を次のように改正し、平成20年 4月 1日から施行する。  
平成20年 3月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線に示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（目的）</p> <p><b>第 1 条</b> 鶏の改良に資するとともに、養鶏農家に対し、ひな購入の指針を与えるため、この規程の定めるところにより、<u>愛媛県農林水産研究所長</u>（以下「<u>所長</u>」という。）が依頼を受けて鶏経済能力検定（以下「<u>検定</u>」という。）を行う。</p> <p>（検定場所）</p> <p><b>第 2 条</b> 検定は、<u>愛媛県農林水産研究所畜産研究センター養鶏研究所</u>（以下「<u>研究所</u>」という。）において行う。</p> <p>（検定の依頼）</p> <p><b>第 5 条</b> 検定を依頼しようとする者（以下「<u>依頼者</u>」という。）は、毎年 1 月末日までに申請書（別記様式）を<u>所長</u>に提出しなければならない。</p> <p>2 <u>所長</u>は、前項の申請書を受理したときは、<u>検定を行う</u>かどうかを決定し、その結果を依頼者に通知するものとする。</p> <p>（種卵）</p> <p><b>第 6 条</b> 検定の対象となる卵用鶏ひなに係る種卵は、<u>所長</u>が指定する期日及び場所において、研究所の職員が抜き取るものとする。</p> <p>2 前項の種卵の抜き取り方法は、<u>研究所の長</u>が定める。</p> <p>3 依頼者は、第 1 項の種卵をその負担において、<u>所長</u>が指定する期日までに<u>研究所</u>に搬入しなければならない。</p> <p>4 省略</p> <p>（検定の開始時期）</p> <p><b>第 7 条</b> 検定は、毎年 4 月 1 日に開始するものとする。ただし、<u>所長</u>が必要と認めるときは、4 月 1 日から同月 7 日までの間に開始することができるものとする。</p> <p>（検定の期間）</p> <p><b>第 8 条</b> 検定の期間は、<u>餌付け</u>した日から500日間とする。ただし、<u>所長</u>が必要と認めるときは、検定の期日を延長することができるものとする。</p> <p>（検定の中止）</p> <p><b>第10条</b> <u>所長</u>は、検定鶏に係る伝染病その他のため必要と認めるときは、検定を中止することができるものとする。</p>	<p>（目的）</p> <p><b>第 1 条</b> 鶏の改良に資するとともに、養鶏農家に対し、ひな購入の指針を与えるため、この規程の定めるところにより、<u>愛媛県養鶏試験場長</u>（以下「<u>場長</u>」という。）が依頼を受けて鶏経済能力検定（以下「<u>検定</u>」という。）を行なう。</p> <p>（検定場所）</p> <p><b>第 2 条</b> 検定は、<u>養鶏試験場</u>（以下「<u>試験場</u>」という。）において行なう。</p> <p>（検定の依頼）</p> <p><b>第 5 条</b> 検定を依頼しようとする者（以下「<u>依頼者</u>」という。）は、毎年 1 月末日までに申請書（別記様式）を<u>場長</u>に提出しなければならない。</p> <p>2 <u>場長</u>は、前項の申請書を受理したときは、<u>検定を行なう</u>かどうかを決定し、その結果を依頼者に通知するものとする。</p> <p>（種卵）</p> <p><b>第 6 条</b> 検定の対象となる卵用鶏ひなに係る種卵は、<u>場長</u>が指定する期日及び場所において、<u>試験場</u>の職員が抜き取るものとする。</p> <p>2 前項の種卵の抜き取り方法は、<u>場長</u>が定める。</p> <p>3 依頼者は、第 1 項の種卵をその負担において、<u>場長</u>が指定する期日までに<u>試験場</u>に搬入しなければならない。</p> <p>4 省略</p> <p>（検定の開始時期）</p> <p><b>第 7 条</b> 検定は、毎年 4 月 1 日に開始するものとする。ただし、<u>場長</u>が必要と認めるときは、4 月 1 日から同月 7 日までの間に開始することができるものとする。</p> <p>（検定の期間）</p> <p><b>第 8 条</b> 検定の期間は、<u>餌付け</u>した日から500日間とする。ただし、<u>場長</u>が必要と認めるときは、検定の期日を延長することができるものとする。</p> <p>（検定の中止）</p> <p><b>第10条</b> <u>場長</u>は、検定鶏に係る伝染病その他のため必要と認めるときは、検定を中止することができるものとする。</p>

<p>( 検定成績の公表 )</p> <p><b>第11条</b> <u>所長</u>は、検定終了後に検定の成績を公表するものとする。</p> <p>別記様式</p> <p>省略</p> <p><u>愛媛県農林水産研究所長</u> 様</p> <p>省略</p>	<p>( 検定成績の公表 )</p> <p><b>第11条</b> <u>場長</u>は、検定終了後に検定の成績を公表するものとする。</p> <p>別記様式</p> <p>省略</p> <p><u>愛媛県養鶏試験場長</u> 様</p> <p>省略</p>
---	---

○愛媛県告示第 532 号

愛媛県豚産肉能力検定規程（昭和40年 4月愛媛県告示第 334 号）の一部を次のように改正し、平成20年 4月 1日から施行する。  
平成20年 3月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すよう改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>( 目的 )</p> <p><b>第 1 条</b> 飼料の利用性が高く、肥育速度が高く、かつ、肉質の優れた経済性の高い系統の種豚を選択し、その利用を増進するため、この規程の定めるところにより、<u>愛媛県農林水産研究所長</u>（以下「<u>所長</u>」という。）が依頼を受けて豚産肉能力検定（以下「<u>検定</u>」という。）を行う。</p> <p>( 検定場所 )</p> <p><b>第 2 条</b> 検定は、<u>愛媛県農林水産研究所畜産研究センター</u>（以下「<u>センター</u>」という。）において行なう。</p> <p>( 検定対象豚の基準 )</p> <p><b>第 4 条</b> 検定の対象となる豚は、次の各号のいずれかに該当する豚で種豚改良の基礎として利用するため、検定を受けることが必要であると<u>所長</u>が認めるものとする。</p> <p>(1)~(4) 省略</p> <p>( 検定の依頼 )</p> <p><b>第 5 条</b> 検定を依頼しようとする者（以下「<u>依頼者</u>」という。）は、<u>所長</u>の定める時期までに、豚産肉能力検定依頼書（様式第 1 号。以下「<u>依頼書</u>」という。）を<u>所長</u>に提出しなければならない。</p> <p>2 <u>所長</u>は、前項の依頼書を受理したときは、<u>検定を行う</u>かどうかを決定し、その結果を依頼者に通知するものとする。</p> <p>( 調査豚 )</p> <p><b>第 6 条</b> <u>検定を行う</u>ために必要な調査用子豚（以下「<u>調査豚</u>」という。）の種別及び頭数は、<u>所長</u>が定めるものとする。</p> <p>2 依頼者は、調査豚をその負担において、<u>場長</u>が指定する期日までに<u>センター</u>に搬入しなければならない。</p> <p>3 省略</p> <p>( 検定の方法 )</p> <p><b>第 7 条</b> 検定の方法は、<u>所長</u>が定めるものとする。</p> <p>( 検定の中止 )</p> <p><b>第 8 条</b> <u>所長</u>は、調査豚に係る伝染病その他のため必要と認めるときは、<u>検定を中止</u>することができるものとする。</p> <p>( 検定成績の公表及び検定成績書の交付 )</p> <p><b>第 9 条</b> <u>所長</u>は、検定終了後に検査の成績を公表するものとする。</p> <p>2 <u>所長</u>は、依頼者から検定成績書の交付の申請があつたときは、豚産肉能力後代検定成績書（様式第 2 号）又は豚産肉能力直接検定成績書（様式第 3 号）を交付するものとする。</p> <p><u>様式第 1 号</u>（第 5 条関係） 豚産肉能力検定依頼書</p>	<p>( 目的 )</p> <p><b>第 1 条</b> 飼料の利用性が高く、肥育速度が高く、かつ、肉質の優れた経済性の高い系統の種豚を選択し、その利用を増進するため、この規程の定めるところにより、<u>愛媛県畜産試験場長</u>（以下「<u>場長</u>」という。）が依頼を受けて豚産肉能力検定（以下「<u>検定</u>」という。）を行なう。</p> <p>( 検定場所 )</p> <p><b>第 2 条</b> 検定は、<u>愛媛県畜産試験場</u>（以下「<u>試験場</u>」という。）において行なう。</p> <p>( 検定対象豚の基準 )</p> <p><b>第 4 条</b> 検定の対象となる豚は、次の各号のいずれかに該当する豚で種豚改良の基礎として利用するため、検定を受けることが必要であると<u>場長</u>が認めるものとする。</p> <p>(1)~(4) 省略</p> <p>( 検定の依頼 )</p> <p><b>第 5 条</b> 検定を依頼しようとする者（以下「<u>依頼者</u>」という。）は、<u>場長</u>の定める時期までに、豚産肉能力検定依頼書（様式第 1 号。以下「<u>依頼書</u>」という。）を<u>所轄地方局長</u>を経由して<u>場長</u>に提出しなければならない。</p> <p>2 <u>場長</u>は、前項の依頼書を受理したときは、<u>検定を行なう</u>かどうかを決定し、その結果を依頼者に通知するものとする。</p> <p>( 調査豚 )</p> <p><b>第 6 条</b> <u>検定を行なう</u>ために必要な調査用子豚（以下「<u>調査豚</u>」という。）の種別及び頭数は、<u>場長</u>が定めるものとする。</p> <p>2 依頼者は、調査豚をその負担において、<u>場長</u>が指定する期日までに<u>試験場</u>に搬入しなければならない。</p> <p>3 省略</p> <p>( 検定の方法 )</p> <p><b>第 7 条</b> 検定の方法は、<u>場長</u>が定めるものとする。</p> <p>( 検定の中止 )</p> <p><b>第 8 条</b> <u>場長</u>は、調査豚に係る伝染病その他のため必要と認めるときは、<u>検定を中止</u>することができるものとする。</p> <p>( 検定成績の公表及び検定成績書の交付 )</p> <p><b>第 9 条</b> <u>場長</u>は、検定終了後に検査の成績を公表するものとする。</p> <p>2 <u>場長</u>は、依頼者から検定成績書の交付の申請があつたときは、豚産肉能力後代検定成績書（様式第 2 号）又は豚産肉能力直接検定成績書（様式第 3 号）を交付するものとする。</p> <p>( 様式第 1 号 )</p>

省略  
愛媛県農林水産研究所長 様  
省略

様式第2号(第9条関係) 豚産肉能力後代検定成績書

省略  
愛媛県農林水産研究所長 印

様式第3号(第9条関係) 豚産肉能力直接検定成績書

省略  
(愛媛県農林水産研究所長) 印

省略  
愛媛県畜産試験場長 様  
省略

(様式第2号)

省略  
愛媛県畜産試験場長 印

(様式第3号)

省略  
(愛媛県畜産試験場長) 印

○愛媛県告示第533号

農業指導班及び普及指導員の駐在所の名称、位置及び担当区域の決定(平成17年4月愛媛県告示第805号)の一部を次のように改正し、平成20年4月1日から施行する。

平成20年3月31日

愛媛県知事 加戸守行

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
名称	位置	担当区域	名称	位置	担当区域
1 東予地方局産業経済部産業振興課地域農業室四国中央農業指導班	省略		1 西条地方局産業経済部農政普及課地域農業室四国中央農業指導班	省略	
2 東予地方局産業経済部今治支局地域農業室しまなみ農業指導班	省略		2 今治地方局産業経済部農政普及課地域農業室しまなみ農業指導班	省略	
3 中予地方局産業経済部産業振興課地域農業室久万高原農業指導班	省略		3 松山地方局産業経済部農政普及課地域農業室久万高原農業指導班	省略	
4 中予地方局産業経済部産業振興課地域農業室伊予農業指導班	省略		4 松山地方局産業経済部農政普及課地域農業室伊予農業指導班	省略	
5 南予地方局産業経済部八幡浜支局地域農業室大洲農業指導班	省略		5 八幡浜地方局産業経済部農政普及課地域農業室大洲農業指導班	省略	
6 南予地方局産業経済部八幡浜支局地域農業室西予農業指導班	省略		6 八幡浜地方局産業経済部農政普及課地域農業室西予農業指導班	省略	
7 南予地方局産業経済部産業振興課地域農業室鬼北農業指導班	北宇和郡鬼北町	北宇和郡	7 宇和島地方局産業経済部農政普及課地域農業室鬼北農業指導班	北宇和郡鬼北町	北宇和郡のうち松野町及び鬼北町
8 南予地方局産業経済部産業振興課地域農業室愛南農業指導班	省略		8 宇和島地方局産業経済部農政普及課地域農業室愛南農業指導班	省略	
9 東予地方局産業経済部今治支局地域農業室普及指導員岩城駐在所	省略		9 今治地方局産業経済部農政普及課地域農業室普及指導員岩城駐在所	省略	

10 中予地方局産業經濟部産業 振興課地域農業室普及指導員 中島駐在所	省略	
---	----	--

10 松山地方局産業經濟部農政 普及課地域農業室普及指導員 中島駐在所	省略	
---	----	--

○愛媛県告示第 534 号

次に掲げる専用公印は、平成20年 3月31日限り、廃止した。  
平成20年 3月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

種 別	管 守 場 所	数	専 用 区 分
知事印	消防防災安全課	1	火薬類取扱許可証用
	農政課	33	自作法登記用
		1	農地統制用
	森林整備課	1	入会林野近代化法登記用
	西条地方局	1	高压ガス容器許可用
		1	土地改良事業用地等取得、補償用
		1	建設業許可更新、取消用
	今治地方局	1	地方債許可用
		1	地方債協議用
		1	母子寡婦福祉資金用
		1	農業近代化資金用
		1	農業経営負担軽減支援資金用
		1	就農計画認定用
		1	就農支援資金用
		1	土地改良事業用地等取得、補償用
		1	農地、未墾地、維持資金用
		1	農業改良資金用
		1	農地統制用
	松山地方局	1	土地改良事業用地等取得、補償用
		1	建設業許可更新、取消用
	知事印	1	地方債許可用
		1	地方債協議用

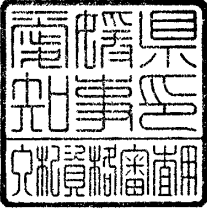

八幡浜地方局	1	母子寡婦福祉資金用	
	1	農業近代化資金用	
	1	農業経営負担軽減支援資金用	
	1	就農計画認定用	
	1	就農支援資金用	
	1	土地改良事業用地等取得、補償用	
	1	農地、未墾地、維持資金用	
	1	農業改良資金用	
	1	農地統制用	
	1	狩猟免許用	
宇和島地方局	1	建設業許可更新、取消用	
	1	土地改良事業用地等取得、補償用	
紙産業研究センター	1	紙産業研究センター施設使用許可用	
	1	林業技術センター施設使用許可用	
西条地方局四国中央土木事務所	1	建設業許可更新、取消用	
松山地方局久万高原土木事務所	1	建設業許可更新、取消用	
八幡浜地方局大洲土木事務所	1	建設業許可更新、取消用	
八幡浜地方局西予土木事務所	1	建設業許可更新、取消用	
宇和島地方局愛南土木事務所	1	建設業許可更新、取消用	
県印	建築住宅課	1	建築届出済証用

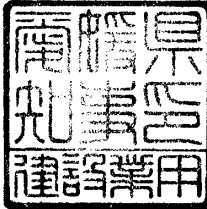
○愛媛県告示第 535 号

愛媛県公印規程（昭和34年愛媛県訓令第 8 号）第 6 条の規定により、知事印（専用公印）を次のとおり新設した。

平成20年 3月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

印 影	保 管 場 所	用 途	使用開始年月日
	東予地方局 南予地方局	製造の請負等に 係る競争入札参 加資格審査用	平成20年 4月1日
	東予地方局 中予地方局 南予地方局	農業経営基盤強 化資金用	平成20年 4月1日
	東予地方局 中予地方局 南予地方局	漁業近代化資金 用	平成20年 4月1日

	東予地方局 中予地方局 南予地方局	建設業許可、経営 事項審査、浄化 槽工事業者登録、 解体工事業者登録 (土木事務所用) 建設業許可更新、 浄化槽工事業者 登録、解体工 事業者登録用	平成20年 4月1日
	産業技術研究所	紙産業技術セン ター施設使用許 可用	平成20年 4月1日
	農林水産研究所	林業研究センタ ー施設使用許可 用	平成20年 4月1日

○愛媛県告示第 536 号

農業委員会交付金等交付規程（昭和31年12月愛媛県告示第 833 号）の一部を次のように改正し、平成20年 4月 1 日から施行する。

平成20年 3月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																								
<p>( 交付金等交付対象経費及び補助率等 )</p> <p><b>第 2 条</b> 交付金等を交付することとする経費及びその補助率等は、次の表のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 補助金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>経費</th> <th>補助率又は補助金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">農業委員会に要する経費</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 省略</p> <p>3 次に掲げる経費の流用は、してはならない。</p> <p>(1) 農業委員会に要する経費のうち、組織に要する経費、農地調整事務処理事業に要する経費、<u>農地情報利用効率化対策事業に要する経費</u>、農業委員会等活動強化対策事業に要する経費及び標準小作料改訂事業に要する経費の相互流用</p> <p>(2) 県農業会議に要する経費のうち、組織に要する経費及び業務に要する経費の相互流用</p> <p>( 交付金等の交付申請 )</p> <p><b>第 3 条</b> 市町又は県農業会議は、交付金等の交付の申請をしようとするときは、申請書（様式第 1 号の(1)又は(2)）に事業計画書（様式第 2 号の(1)又は(2)）及び収支予算書（様式第 3 号の(1)又は(2)）</p>	区分	経費	補助率又は補助金額	農業委員会に要する経費	省略		省略		省略			<p>( 交付金等交付対象経費及び補助率等 )</p> <p><b>第 2 条</b> 交付金等を交付することとする経費及びその補助率等は、次の表のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 補助金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>経費</th> <th>補助率又は補助金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">農業委員会に要する経費</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>農地情報利用効率化対策事業に要する経費</u></td> <td><u>当該経費の範囲内で知事が定める経費</u></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 省略</p> <p>3 次に掲げる経費の流用は、してはならない。</p> <p>(1) 農業委員会に要する経費のうち、組織に要する経費、農地調整事務処理事業に要する経費、<u>農地情報利用効率化対策事業に要する経費</u>、農業委員会等活動強化対策事業に要する経費及び標準小作料改訂事業に要する経費の相互流用</p> <p>(2) 県農業会議に要する経費のうち、組織に要する経費及び業務に要する経費の相互流用</p> <p>( 交付金等の交付申請 )</p> <p><b>第 3 条</b> 市町又は県農業会議は、交付金等の交付の申請をしようとするときは、申請書（様式第 1 号の(1)又は(2)）に事業計画書（様式第 2 号の(1)又は(2)）及び収支予算書（様式第 3 号の(1)又は(2)）</p>	区分	経費	補助率又は補助金額	農業委員会に要する経費	省略		<u>農地情報利用効率化対策事業に要する経費</u>	<u>当該経費の範囲内で知事が定める経費</u>	省略		省略		
区分	経費	補助率又は補助金額																							
農業委員会に要する経費	省略																								
	省略																								
省略																									
区分	経費	補助率又は補助金額																							
農業委員会に要する経費	省略																								
	<u>農地情報利用効率化対策事業に要する経費</u>	<u>当該経費の範囲内で知事が定める経費</u>																							
	省略																								
省略																									

を添付し\_\_\_\_\_、  
別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(事業遅延等の場合の報告)

**第5条 省略**

2 市町又は県農業会議は、前項の規定により知事の指示を求める場合には、交付金等交付事業が予定の期間内に完了せず、又は交付金等交付事業の遂行が困難となつた理由及び交付金等交付事業の遂行状況を記載した報告書\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_を知事に提出しなければならない。

(事業遂行状況報告)

**第7条** 市町又は県農業会議は、交付金等の交付の決定を受けた年度の11月1日現在において交付金等交付事業の遂行の状況報告書(様式第6号の(1)又は(2))を作成し、その月の15日までに\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_知事に提出するものとする。

ただし、知事が別に定める概算払請求書をもつてこれに代えることができる。

(事業実績報告)

**第8条** 市町又は県農業会議は、交付金等交付事業が完了したとき(交付金等交付事業の廃止の承認を受けたときを含む。)は、交付金等の交付の決定のあつた年度の翌年度の4月5日までに、交付金等交付事業の成果を記載した実績報告書(様式第7号の(1)又は(2))に事業実績書(様式第8号の(1)又は(2))及び収支精算書(様式第9号の(1)又は(2))を添え、\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_知事に提出するものとする。

**様式第2号の(1)**(第3条関係)

事 業 計 画 書

1～5 省略

6 省略

7 省略

8 省略

**様式第2号の(2)**(第3条関係)

事 業 計 画 書

1・2 省略

を添付し、市町にあつては2部、県農業会議にあつては1部を、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(事業遅延等の場合の報告)

**第5条 省略**

2 市町又は県農業会議は、前項の規定により知事の指示を求める場合には、交付金等交付事業が予定の期間内に完了せず、又は交付金等交付事業の遂行が困難となつた理由及び交付金等交付事業の遂行状況を記載した報告書を市町にあつては2部、県農業会議\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_にあつては1部を知事に提出しなければならない。

(事業遂行状況報告)

**第7条** 市町又は県農業会議は、交付金等の交付の決定を受けた年度の11月1日現在において交付金等交付事業の遂行の状況報告書(様式第6号の(1)又は(2))を作成し、その月の15日までに市町に\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_にあつては2部、県農業会議にあつては1部を知事に提出するものとする。

ただし、知事が別に定める概算払請求書をもつてこれに代えることができる。

(事業実績報告)

**第8条** 市町又は県農業会議は、交付金等交付事業が完了したとき(交付金等交付事業の廃止の承認を受けたときを含む。)は、交付金等の交付の決定のあつた年度の翌年度の4月5日までに、交付金等交付事業の成果を記載した実績報告書(様式第7号の(1)又は(2))に事業実績書(様式第8号の(1)又は(2))及び収支精算書(様式第9号の(1)又は(2))を添え、市町にあつては2部、県農業会議\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_にあつては1部を知事に提出するものとする。

**様式第2号の(1)**(第3条関係)

事 業 計 画 書

1～5 省略

**6 農地情報利用効率化対策事業**

(1) 農地地図情報システムの導入

ア 整備方針

イ 実施地区数 \_\_\_\_\_ 地区

ウ 農地地図情報システム活用・普及推進検討会

(7) 参加時期 \_\_\_\_\_ 年 月 日

(イ) 参加人員 \_\_\_\_\_ 人

(2) 台帳照合用出力システムの導入

ア 整備方針

イ 実施地区数 \_\_\_\_\_ 地区

(3) 共有ネットワークシステムの導入

ア 整備方針

イ 実施地区数 \_\_\_\_\_ 地区

7 省略

8 省略

9 省略

**様式第2号の(2)**(第3条関係)

事 業 計 画 書

1・2 省略

**3 農地情報利用効率化対策事業**

(1) 企画検討会の開催

ア 開催時期 \_\_\_\_\_ 年 月 日

イ 開催場所

ウ 参加人員 \_\_\_\_\_ 人

エ 検討内容

(2) 農地地図情報システム活用・普及推進検討会の開催

ア 開催時期 年 月 日

イ 開催場所

ウ 参加人員 人

エ 検討内容

(3) 農地地図情報システム活用状況の調査・分析

ア 調査内容

(4) 農地地図情報システムの濃密指導の実施

ア 対象委員会数及び指導回数 委員会 回

イ 指導員の氏名、職業、従事日数及び謝金の支払内容

(5) 農地等情報利活用検討会の開催

ア 開催時期 年 月 日

イ 開催場所

ウ 参加人員 人

エ 検討内容

(6) 共有ネットワークシステム利活用検討会の開催

ア 開催時期 年 月 日

イ 開催場所

ウ 参加人員 人

エ 検討内容

(7) 共有ネットワークシステムの濃密指導の実施

ア 対象委員会数及び指導回数 委員会 回

イ 指導員の氏名、職業、従事日数及び謝金の支払内容

(8) 共有ネットワークシステム・マニュアルの作成

ア 発行回数 回

イ 発行部数 部

(9) 農地等情報活用促進システムの導入等

ア 農地等情報の電子入力延べ日数 日

イ 導入内容

(10) 農地等情報活用促進システム利活用検討会の開催

ア 開催時期 年 月 日

イ 開催場所

ウ 参加人員 人

エ 検討内容

4 省略

5 省略

6 省略

様式第3号の(1)(第3条関係)

収 支 予 算 書

(1) 省略

(2) 支出の部

区 分	本年度 予算額	左のうち県費交 付金等交付額	備 考
1～3 省略			
4 業務費			
(1) 省略			
(2) 農地情報利用効 率化対策事業費			
(3) 省略			
(4) 省略			
省略			

様式第3号の(2)(第3条関係)

収 支 予 算 書

3 省略

4 省略

5 省略

様式第3号の(1)(第3条関係)

収 支 予 算 書

(1) 省略

(2) 支出の部

区 分	本年度 予算額	左のうち県費交 付金等交付額	備 考
1～3 省略			
4 業務費			
(1) 省略			
(2) 省略			
(3) 省略			
省略			

様式第3号の(2)(第3条関係)

収 支 予 算 書

- (1) 省略
- (2) 支出の部

区 分	本年度 予算額	左のうち県費交 付金等交付額	備 考
1～4 省略			
5 業務費			
(1) 省略			
(2) 省略			
6 省略			
省略			

注 省略

様式第8号の(1)(第8条関係)

事 業 実 績 書

1～4 省略

5 省略

6 省略

7 経費関係

区 分		実 績
省略		
業務費	省略	
	省略	
省略		

8 省略

様式第8号の(2)(第8条関係)

事 業 実 績 書

1～3 省略

- (1) 省略
- (2) 支出の部

区 分	本年度 予算額	左のうち県費交 付金等交付額	備 考
1～4 省略			
5 業務費			
(1) 農地情報利用効 率化対策事業費			
(2) 省略			
(3) 省略			
6 省略			
省略			

注 省略

様式第8号の(1)(第8条関係)

事 業 実 績 書

1～4 省略

5 農地情報利用効率化対策事業

(1) 農地地図情報システムの導入

ア 整備方針

イ 実施地区数 \_\_\_\_\_ 地区

ウ 農地地図情報システム活用・普及推進検討会

(ア) 参加時期 \_\_\_\_\_ 年 月 日

(イ) 参加人員 \_\_\_\_\_ 人

(2) 台帳照合用出力システムの導入

ア 整備方針

イ 実施地区数 \_\_\_\_\_ 地区

(3) 共有ネットワークシステムの導入

ア 整備方針

イ 実施地区数 \_\_\_\_\_ 地区

6 省略

7 省略

8 経費関係

区 分		実 績
省略		
業務費	省略	
	農地情報利用効 率化対策事業費	市 町 実 績 額 _____ 円
		県費補助金交付額 _____ 円
	省略	
省略		

9 省略

様式第8号の(2)(第8条関係)

事 業 実 績 書

1～3 省略

4 農地情報利用効率化対策事業

(1) 企画検討会の開催

ア 開催時期 \_\_\_\_\_ 年 月 日

イ 開催場所 \_\_\_\_\_

ウ 参加人員 \_\_\_\_\_ 人

エ 検討内容 \_\_\_\_\_

(2) 農地地図情報システム活用・普及推進検討会の開催



ア 開催時期 年 月 日

イ 開催場所

ウ 参加人員 人

エ 検討内容

(3) 農地地図情報システム活用状況の調査・分析

ア 調査内容

(4) 農地地図情報システムの濃密指導の実施

ア 対象委員会数及び指導回数 委員会 回

イ 指導員の氏名、職業、従事日数及び謝金の支払内容

(5) 農地等情報活用検討会の開催

ア 開催時期 年 月 日

イ 開催場所

ウ 参加人員 人

エ 検討内容

(6) 共有ネットワークシステム活用検討会の開催

ア 開催時期 年 月 日

イ 開催場所

ウ 参加人員 人

エ 検討内容

(7) 共有ネットワークシステムの濃密指導の実施

ア 対象委員会数及び指導回数 委員会 回

イ 指導員の氏名、職業、従事日数及び謝金の支払内容

(8) 共有ネットワークシステム・マニュアルの作成

ア 発行回数 回

イ 発行部数 部

(9) 農地等情報活用促進システムの導入等

ア 農地等情報の電子入力延べ日数 日

イ 導入内容

(10) 農地等情報活用促進システム活用検討会の開催

ア 開催時期 年 月 日

イ 開催場所

ウ 参加人員 人

エ 検討内容

5 省略

6 省略

7 省略

様式第9号の(1) (第8条関係)

収 支 精 算 書

(1) 省略

(2) 支出の部

区 分	本年度 精算額	本年度 予算額	備 考
1～3 省略			
4 業務費			
(1) 省略			
(2) 農地情報利用効率化対策 事業費			
(3) 省略			
(4) 省略			
省略			

4 省略

5 省略

6 省略

様式第9号の(1) (第8条関係)

収 支 精 算 書

(1) 省略

(2) 支出の部

区 分	本年度 精算額	本年度 予算額	備 考
1～3 省略			
4 業務費			
(1) 省略			
(2) 省略			
(3) 省略			
省略			

様式第9号の(2)(第8条関係)

収 支 精 算 書

- (1) 省略
- (2) 支出の部

区 分	本年度 精算額	本年度 予算額	備 考
1 ~ 4 省略			
5 業務費			
(1) 省略			
(2) 省略			
6 省略			
省略			

注 省略

様式第9号の(2)(第8条関係)

収 支 精 算 書

- (1) 省略
- (2) 支出の部

区 分	本年度 精算額	本年度 予算額	備 考
1 ~ 4 省略			
5 業務費			
(1) 農地情報利用効率化対策 事業費			
(2) 省略			
(3) 省略			
6 省略			
省略			

注 省略

○愛媛県告示第537号

愛媛県造林事業補助金交付規程(昭和62年11月愛媛県告示第1383号)の一部を次のように改正し、告示の日から施行し、平成19年度の補助金から適用する。ただし、改正前の愛媛県造林事業補助金交付規程の規定により補助金の交付を受けた者については、なお従前の例による。

平成20年 3月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(補助対象事業の種類)</p> <p><b>第2条</b> 補助対象となる造林事業は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>育成林整備事業</u></p> <p>    ア 省略</p> <p>    イ <u>流域育成林整備事業</u></p> <p>(2) <u>共生環境整備事業</u></p> <p>    ア 省略</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 省略</p> <p>2 <u>育成林整備事業</u> の事業の規模は、1施行地の面積が0.1ヘクタール以上とする。ただし、育成単層林整備のうち整理伐、単層林改良及び保育(天然更新型)並びに育成複層林整備以外のものにあつては、1施行地の面積が0.1ヘクタール以上で、かつ、1事業主体(第5条に規定する事業主体をいう。以下この項及び第4項において同じ。)による施行地の面積の合計が4ヘクタール以上(育成林整備事業)で、生産森林組合が事業主体であるものにあつては3ヘクタール以上、森林施業計画の認定を受けた者、市町と森林整備に関する協定を締結した森林所有者(森林法(昭和26年法律第249号)第2条第2項に規定する森林所有者をいう。以下同じ。)又は森林法施行令(昭和26年政令第276号)第11条第7号に掲げる特定非営利活動法人等(施業実施協定の認可(森林法第10条の11の8第2項に規定する施業実施協定に係る</p>	<p>(補助対象事業の種類)</p> <p><b>第2条</b> 補助対象となる造林事業は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>水土保持全林整備事業</u></p> <p>    ア 省略</p> <p>    イ <u>流域公益保全林整備事業</u></p> <p>(2) <u>共生林整備事業</u></p> <p>    ア 省略</p> <p>(3) <u>資源循環林整備事業</u></p> <p>    ア <u>流域循環資源林整備事業</u></p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) 省略</p> <p>2 <u>水土保持全林整備事業及び資源循環林整備事業</u>の事業の規模は、1施行地の面積が0.1ヘクタール以上とする。ただし、育成単層林整備のうち整理伐、単層林改良及び保育(天然更新型)並びに育成複層林整備以外のものにあつては、1施行地の面積が0.1ヘクタール以上で、かつ、1事業主体(第5条に規定する事業主体をいう。以下この項及び第4項において同じ。)による施行地の面積の合計が4ヘクタール以上(水土保持全林整備事業の流域公益保全林整備事業又は資源循環林整備事業)で、生産森林組合が事業主体であるものにあつては3ヘクタール以上、森林施業計画の認定を受けた者、市町と森林整備に関する協定を締結した森林所有者(森林法(昭和26年法律第249号)第2条第2項に規定する森林所有者をいう。以下同じ。)又は森林法施行令(昭和26年政令第276号)第11条第7号に掲げる特定非営利活動法人等(施業実施協定の認可(森林法第10条の11の8第2項に規定する施業実施協定に係る</p>

ものに限る。)を受けた森林法第10条の11の8第2項に規定する特定非営利活動法人等をいう。以下「森林法施行令第11条第7号に掲げる特定非営利活動法人等」という。)(森林法施行令第11条第7号に掲げる特定非営利活動法人等にあつては、森林法施行令第11条第7号に掲げる特定非営利活動法人等が育成林整備事業の流域育成林整備事業の事業主体となる場合に限る。)が事業主体であるものにあつては0.5ヘクタール以上)とする。

3 共生環境整備事業は、1 施行地の面積が0.1ヘクタール以上で、かつ、5ヘクタール以上のまとまりがある森林で行うものとする。

4 ~ 7 省略

(補助対象事業の内容等)

**第3条** 育成林整備事業は、育成林の整備を推進することを目的として

\_\_\_\_\_ 行う事業で、公的森林整備推進事業にあつては森林法施行規則(昭和26年農林省令第54号)第9条の2第1号口に規定する水源かん養機能等維持増進森林の整備を行い、森林所有者等による整備が進み難い森林等について、分収方式による森林施業、同方式解除後の森林施業又は市町長のあつせんに基づく受託による森林施業を市町村森林整備事業計画(市町長が地域における森林の状況、地域住民の森林に対する要請、事業実施体制等を把握した上で、森林法第10条の5の規定に基づき策定された市町村森林整備計画の達成に資するものとして作成したものをいう。以下「事業計画」という。)に基づき実施するものと、流域育成林整備事業にあつては流域における育成林の整備の推進 \_\_\_\_\_ を図るための森林施業を事業計画に基づき実施するものとし、その区分、補助基準及び補助率(以下「区分等」という。)は、別表第1のとおりとする。

2 共生環境整備事業の絆の森整備事業は \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_、身近な森林に対する市民の関心の高まり及び森林を分野とした市民活動の広がりに対応するため、市民の参加による森林整備又は野生動物との共存のための森林整備を事業計画に基づき実施するものとし、その区分等は、別表第2のとおりとする。

3 省略

4 省略

5 省略

6 省略

(認定造林事業)

**第4条** 被害地等森林整備事業のうち、次に掲げる事業を実施しようとするものは、事業実施計画につき別に定めるところにより知事の認定を受けなければならない。

- (1) 育成単層林作業道、育成複層林作業道、機能増進保育作業道、作業道(主に四輪自動車等が通行可能な簡易な施設をいう。)及び作業路(主に高性能林業機械等の林業用機械が通行可能な簡易な施設をいう。)(以下「作業道等」という。)の開設及び改良 \_\_\_\_\_

ものに限る。)を受けた森林法第10条の11の8第2項に規定する特定非営利活動法人等をいう。以下「森林法施行令第11条第7号に掲げる特定非営利活動法人等」という。)(森林法施行令第11条第7号に掲げる特定非営利活動法人等にあつては、森林法施行令第11条第7号に掲げる特定非営利活動法人等が水土保全林整備事業の流域公益保全林整備事業の事業主体となる場合に限る。)が事業主体であるものにあつては0.5ヘクタール以上)とする。

3 共生林整備事業は、1 施行地の面積が0.1ヘクタール以上で、かつ、5ヘクタール以上のまとまりがある森林で行うものとする。

4 ~ 7 省略

(補助対象事業の内容等)

**第3条** 水土保全林整備事業は、森林法施行規則(昭和26年農林省令第54号)第9条の2第1号口に規定する水源かん養機能等維持増進森林の整備を行う事業で、公的森林整備推進事業にあつては

\_\_\_\_\_ 森林所有者等による整備が進み難い森林等について、分収方式による森林施業、同方式解除後の森林施業又は市町長のあつせんに基づく受託による森林施業を市町村森林整備事業計画(市町長が地域における森林の状況、地域住民の森林に対する要請、事業実施体制等を把握した上で、森林法第10条の5の規定に基づき策定された市町村森林整備計画の達成に資するものとして作成したものをいう。以下「事業計画」という。)に基づき実施するものと、流域公益保全林整備事業にあつては流域における水源かん養機能又は山地災害防止機能の維持増進 \_\_\_\_\_ を図るための森林施業を事業計画に基づき実施するものとし、その区分、補助基準及び補助率(以下「区分等」という。)は、別表第1のとおりとする。

2 共生林整備事業の絆の森整備事業は、森林法施行規則第9条の2第1号八に規定する環境保全機能等維持増進森林の整備を行う事業で、身近な森林に対する市民の関心の高まり及び森林を分野とした市民活動の広がりに対応するため、市民の参加による森林整備又は野生動物との共存のための森林整備を事業計画に基づき実施するものとし、その区分等は、別表第2のとおりとする。

3 資源循環林整備事業の流域循環資源林整備事業は、森林法第5条第2項第4号の3に規定する公益的機能別施業森林区域(以下「公益的機能別施業森林区域」という。)以外の区域内に存する森林の整備を行う事業で、流域における木材等森林資源の循環利用に資するための森林施業を事業計画に基づき実施するものとし、その区分等は、別表第1のとおりとする。

4 省略

5 省略

6 省略

7 省略

(認定造林事業)

**第4条** 被害地等森林整備事業のうち、次に掲げる事業を実施しようとするものは、事業実施計画につき別に定めるところにより知事の認定を受けなければならない。

- (1) 入会林野整備地造林(造林に伴う作業路の開設を含む。)
- (2) 育成単層林作業路、育成複層林作業路、機能増進保育作業路 \_\_\_\_\_ 及び作業路 \_\_\_\_\_ (以下「作業路等」という。)の開設前号に掲げる作業路の開設を除く。)

(2) 省略

(事業主体)

**第5条** 事業主体（造林事業を自ら又は委託を受けて実施するものをいう。以下同じ。）は、次に掲げるものとする。

(1) 省略

(2) 流域育成林整備事業 にあつては、次に掲げるもの  
ア～ケ 省略

(3)・(4) 省略

(5) 省略

(6) 省略

(7) 省略

(8) 省略

(補助金の交付申請)

**第6条** 補助金の交付を受けようとする事業主体又は事業主体に造林事業を委託したもの（以下「事業主体等」という。）は、事業完了後造林事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1)～(8) 省略

(9) 作業道等の開設にあつては、造林作業道等出来高設計書（様式第5号）及び完成写真

(10)～(14) 省略

2～4 省略

(補助金の交付条件)

**第9条** 省略

2 補助金の交付を受けたものは、造林補助事業の施行地が、苗木の植栽に係るものにあつては保険期間10年以上、除間伐（作業道等の開設事業を除き、機能増進保育の抜き伐り等を含む。）に係るものにあつては保険期間3年以上の森林保険に加入するとともに、その保育管理（育成複層林整備にあつては、育成複層林としての維持管理）に努めなければならない。

3 補助金の交付を受けたものは、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ知事に造林補助事業施行地の転用等届出書（様式第7号）によりその旨を届け出なければならない。

(1) 省略

(2) 作業道等に係る事業計画又は造林の計画期間内に当該造林補助事業で開設し、又は改良した育成単層林作業道（育成単層林を造成し、又は整備するため、長期間継続して使用される作業道をいう。以下同じ。）、育成複層林作業道（育成複層林を造成し、又は整備するため、長期間継続して使用される作業道をいう。以下同じ。）、機能増進保育作業道（長伐期施業を行う林分を造成し、又は整備するため、長期間継続して使用されるものをいう。以下同じ。）、特定間伐作業道（特定間伐において長期間継続して使用されるものをいう。以下同じ。）、長期育成循環作業道（長期育成循環整備の実施のため、長期間継続

(3) 省略

(事業主体)

**第5条** 事業主体（造林事業を自ら又は委託を受けて実施するものをいう。以下同じ。）は、次に掲げるものとする。

(1) 省略

(2) 流域公益保全林整備事業にあつては、次に掲げるもの  
ア～ケ 省略

(3)・(4)

(5) 流域循環資源林整備事業にあつては、次に掲げるもの

ア 地方公共団体

イ 森林組合

ウ 生産森林組合

エ 森林整備法人

オ 公益法人

カ 森林所有者の団体

キ 森林施業計画の認定を受けた者

ク 市町と森林整備に関する協定を締結した森林所有者

(6) 省略

(7) 省略

(8) 省略

(9) 省略

(補助金の交付申請)

**第6条** 補助金の交付を受けようとする事業主体又は事業主体に造林事業を委託したもの（以下「事業主体等」という。）は、事業完了後造林事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1)～(8) 省略

(9) 作業路等の開設にあつては、造林作業路等出来高設計書（様式第5号）及び完成写真

(10)～(14) 省略

2～4 省略

(補助金の交付条件)

**第9条** 省略

2 補助金の交付を受けたものは、造林補助事業の施行地が、苗木の植栽に係るものにあつては保険期間10年以上、除間伐（作業路等の開設事業を除き、機能増進保育の抜き伐り等を含む。）に係るものにあつては保険期間3年以上の森林保険に加入するとともに、その保育管理（育成複層林整備にあつては、育成複層林としての維持管理）に努めなければならない。

3 補助金の交付を受けたものは、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ知事に造林補助事業施行地の転用等届出書（様式第7号）によりその旨を届け出なければならない。

(1) 省略

(2) 作業路に係る 造林の計画期間内に当該造林補助事業で開設し、又は改良した育成単層林作業路（育成単層林を造成し、又は整備するため、長期間継続して使用される作業路をいう。以下同じ。）、育成複層林作業路（育成複層林を造成し、又は整備するため、長期間継続して使用される作業路をいう。以下同じ。）、機能増進保育作業路（長伐期施業を行う林分を造成し、又は整備するため、長期間継続して使用されるものをいう。以下同じ。）、特定間伐作業路（特定間伐において長期間継続して使用されるものをいう。以下同じ。）、長期育成循環作業路（長期育成循環整備の実施のため、長期間継続

して使用されるものをいう。以下同じ。)、絆の森作業道(絆の森整備事業において長期間継続して使用される作業路をいう。以下同じ。)、衛生伐作業道

\_\_\_\_\_ (松林を健全に育成し、又は保全するため、長期間継続して使用される作業路をいう。以下同じ。)及び特定林地改良作業道(特定林地改良を実施するため、長期間継続して使用される作業道をいう。以下同じ。)(以下「育成単層林作業道等」という。)の全部又は一部の転用又は補助目的を達成することが困難となる行為をしようとするとき。

(3) 造林補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年以内に当該造林補助事業で開設した居住地森林作業道(居住地森林環境整備事業において、居住地周辺の森林の整備、管理及び利用者の利便性の確保を目的とする林内歩道並びに長期間継続して使用される作業道をいう。以下同じ。)の全部又は一部の転用又は補助目的を達成することが困難となる行為をしようとするとき。

(4) 省略

4 補助金の交付を受けたものは、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める補助金相当額を返還しなければならない。

(1)・(2) 省略

(3) 育成単層林作業道等の開設又は改良に係る造林補助事業について、補助対象となる必要規模以上の事業を実施しないとき(天災等不可抗力によるものとして知事が認めたときを除く。)当該育成単層林作業道等につき交付を受けた補助金相当額(森林施業計画に基づき必要な施業を行う場合において、施業の実施時期にかかわらず一括して整備された作業道の開設に係る造林について補助対象となる事業規模以上実施しない路線区間があるとき(天災等不可抗力によるものとして知事が認めたときを除く。)にあつては、交付を受けた補助金のうち当該路線区間の補助金相当額)

(4) 流域育成林整備事業 \_\_\_\_\_ における事業主体が人工造林の伐採前特殊地ごしらえを行った場合において、当該林地につき、その翌年度から起算して2年以内に苗木の植栽を行わないとき 当該交付を受けた伐採前特殊地ごしらえに係る補助金相当額

(5) 公的森林整備推進事業、流域育成林整備事業 \_\_\_\_\_、保全松林緊急保護整備事業、特定森林造成事業及び被害地等森林整備事業における事業主体が整理伐を行った場合で、当該林地につき、原則として、その翌年度から起算して2年以内に地表かき起こし、不用萌芽<sup>ぼうま</sup>の除去、植え込み等の改良を行わないとき(確実に更新が図られると知事が認めたときを除く。)当該交付を受けた整理伐に係る補助金相当額

(6) 公的森林整備推進事業 \_\_\_\_\_ 及び流域育成林整備事業 \_\_\_\_\_ における誘導伐を行った場合で、当該林地につき、長期育成循環施業の実施について(平成13年3月30日付け12林整第718号林野庁長官通知)に基づき締結された長期育成循環施業協定又は重点推進地域において森林所有者が市町に同意書を提出している場合にあつては事業計画の内容に違反して、予定した樹下植栽又は長期育成循環改良を行わないとき(確実に更新が図られると知事が認めたときを除く。))及び立木の材積が長期育成循環施業協定又は事業計画に定める維持すべき

して使用されるものをいう。以下同じ。)、絆の森作業路(絆の森整備事業において長期間継続して使用される作業路をいう。以下同じ。)、高性能林業機械作業路(長期間継続して使用される高性能林業機械による作業に必要な作業路をいう。以下同じ。)、衛生伐作業路(松林を健全に育成し、又は保全するため、長期間継続して使用される作業路をいう。以下同じ。)

\_\_\_\_\_ (松林を健全に育成し、又は保全するため、長期間継続して使用される作業路をいう。以下同じ。)及び特定林地改良作業路(特定林地改良を実施するため、長期間継続して使用される作業路をいう。以下同じ。)(以下「育成単層林作業路等」という。)の全部又は一部の転用又は補助目的を達成することが困難となる行為をしようとするとき。

(3) 造林補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年以内に当該造林補助事業で開設した居住地森林作業路(居住地森林環境整備事業において、居住地周辺の森林の整備、管理及び利用者の利便性の確保を目的とする林内歩道並びに長期間継続して使用される作業路をいう。以下同じ。)の全部又は一部の転用又は補助目的を達成することが困難となる行為をしようとするとき。

(4) 省略

4 補助金の交付を受けたものは、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める補助金相当額を返還しなければならない。

(1)・(2) 省略

(3) 育成単層林作業路等の開設又は改良に係る造林補助事業について、補助対象となる必要規模以上の事業を実施しないとき(天災等不可抗力によるものとして知事が認めたときを除く。)当該育成単層林作業路等につき交付を受けた補助金相当額

(4) 流域公益保全林整備事業及び流域循環資源林整備事業における事業主体が人工造林の伐採前特殊地ごしらえを行った場合において、当該林地につき、その翌年度から起算して2年以内に苗木の植栽を行わないとき 当該交付を受けた伐採前特殊地ごしらえに係る補助金相当額

(5) 公的森林整備推進事業、流域公益保全林整備事業、流域循環資源林整備事業、保全松林緊急保護整備事業、特定森林造成事業及び被害地等森林整備事業における事業主体が整理伐を行った場合で、当該林地につき、原則として、その翌年度から起算して2年以内に地表かき起こし、不用萌芽<sup>ぼうま</sup>の除去、植え込み等の改良を行わないとき(確実に更新が図られると知事が認めたときを除く。)当該交付を受けた整理伐に係る補助金相当額

(6) 公的森林整備推進事業、流域公益保全林整備事業及び流域循環資源林整備事業における誘導伐を行った場合で、当該林地につき、長期育成循環施業の実施について(平成13年3月30日付け12林整第718号林野庁長官通知)に基づき締結された長期育成循環施業協定 \_\_\_\_\_ に違反して、予定した樹下植栽又は長期育成循環改良を行わないとき(確実に更新が図られると知事が認めたときを除く。))及び立木の材積が長期育成循環施業協定 \_\_\_\_\_ に定める維持すべき

立木の材積を下回ることとなるとき 当該交付を受けた誘導伐に係る補助金相当額

(7) 多様な森林整備推進のための集約化の促進について（平成19年3月30日付け18林整整第1250号林野庁長官通知）に基づき県又は市町が設定した施業の集約化の必要な森林の区域内において、県又は市町の承認を受けた集約化実施計画に基づき搬出を伴う間伐等を受託により実施するとき 査定係数10の加算適用を受けることとして実施した施業が市町が定める集約化推進計画の目標に達していない場合又は承認が取り消されたとき 査定係数を10減算し査定した補助金額との差額

5・6 省略

別表第1（第3条関係）

育成林整備事業

区 分			補 助 基 準		補助率
大区 区分	中区分	小区分	経費の内訳	対象となる林分の 年齢	
1  育 成 単 層 林 整 備	(1) 整理伐		天然林の質的又は構造的な改善を目的として行う前生樹の伐倒、伐倒木の搬出集積、前生樹の巻枯らし、林木の枝葉の除去並びに <u>造林用資材及び労務の搬入等の作業のために設置する簡易な施設である作業道等の開設及び改良</u> に要する経費並びに諸掛費		省略
	(2) 人工造林		森林の造成を目的として行う伐採前特殊地ごしらえ、地ごしらえ、植付け、 <sup>は</sup> 播種、施肥、特殊地ごしらえ造林における前生樹の伐倒及び伐倒木の除去並びに <u>作業道等の開設及び改良</u> に要する経費並びに諸掛費		省略

立木の材積を下回ることとなるとき 当該交付を受けた誘導伐に係る補助金相当額

5・6 省略

別表第1（第3条関係）

水土保持林整備事業及び資源循環林整備事業

区 分			補 助 基 準		補助率
大区 区分	中区分	小区分	経費の内訳	対象となる林分の 年齢	
1  育 成 単 層 林 整 備	(1) 整理伐		天然林の質的又は構造的な改善を目的として行う前生樹の伐倒、伐倒木の搬出集積、前生樹の巻枯らし、林木の枝葉の除去及び <u>作業路 造林用資材及び労務の搬入等の作業のため一時的に設置する簡易な施設をいう。以下同じ。</u> の開設に要する経費並びに諸掛費		省略
	(2) 人工造林		森林の造成を目的として行う伐採前特殊地ごしらえ、地ごしらえ、植付け、 <sup>は</sup> 播種、施肥、特殊地ごしらえ造林における前生樹の伐倒及び伐倒木の除去並びに <u>作業路</u> の開設に要する経費並びに諸掛費		省略

<p>(3) 単層林改良</p>	<p>優良な育成単層林の育成を目的として行う地ごしらえ、天然稚幼樹の発生又は育成を促す地表かき起こし、稚幼樹が少ない場合の植付け(植栽後の確実な成林を図るため必要があるときは、大苗の植付け)又は播種、施肥、不用<sup>ほう</sup>萌芽の除去、不用木の除去、不良木<sup>とうた</sup>の淘汰、不用木又は不良木の巻枯らし、林木の枝葉の除去並びに作業道等の開設及び改良に要する経費並びに諸掛費</p>	<p>省略</p>	<p>省略</p>	<p>(3) 単層林改良</p>	<p>優良な育成単層林の育成を目的として行う地ごしらえ、天然稚幼樹の発生又は育成を促す地表かき起こし、稚幼樹が少ない場合の植付け(植栽後の確実な成林を図るため必要があるときは、大苗の植付け)又は播種、施肥、不用<sup>ほう</sup>萌芽の除去、不用木の除去、不良木<sup>とうた</sup>の淘汰、不用木又は不良木の巻枯らし、林木の枝葉の除去及び作業路<sup>ろ</sup>の開設<sup>に</sup>要する経費並びに諸掛費</p>	<p>省略</p>	<p>省略</p>
<p>(4) 保育 (植栽型)</p>	<p>ア 下刈 林木の健全な成長の促進を目的として人工林で行う雑草木の除去及びこれに併せて行う施肥に要する経費並びに諸掛費</p>	<p>Ⅱ 齡級以下(____ ____ ____)分収林造林(分収林特別措置法(昭和33年法律第57号)第2条及び国有林野の管理経営に関する法律(昭和26年法律第246号)第9条の規定に基づき、昭和62年度以降に契約により設</p>	<p>省略</p>	<p>(4) 保育 (植栽型)</p>	<p>ア 下刈 林木の健全な成長の促進を目的として人工林で行う雑草木の除去及びこれに併せて行う施肥に要する経費並びに諸掛費</p>	<p>Ⅱ 齡級以下(流域循環資源林整備事業における分収林造林(分収林特別措置法(昭和33年法律第57号)第2条及び国有林野の管理経営に関する法律(昭和26年法律第246号)第9条の規定に基づき、昭和62年度以降に契約により設</p>	<p>省略</p>







			開設及び改良 に要する経費 並びに諸掛費					開設 に要する経費 並びに諸掛費		
	工 特定 高齢級 間伐		林木の健全な 成長の促進を 目的として、原 則として地表 かき起こし等 により発生し た林木又は植 栽木等につい て1施行地に つき1回限り 行う不良木の 淘汰、不用木又 は不良木の搬 出集積並びに 作業道等の開 設及び改良に 要する経費並 びに諸掛費	省略				林木の健全な 成長の促進を 目的として、原 則として地表 かき起こし等 により発生し た林木又は植 栽木等につい て1施行地に つき1回限り 行う不良木の 淘汰、不用木又 は不良木の搬 出集積及び作 業路の開設 に要する経費並 びに諸掛費	省略	
	(6) 育成単層林作業 道開設等		育成単層林作 業道の開設及 び改良に要す る経費		省略			(6) 育成単層林作業 路開設	育成単層林作 業路の開設 に要す る経費	省略
育成 複 層 林 整 備	(1) 省略							(1) 省略		
	(2) 人工林整理伐		天然更新を図 り針広混交林 化又は広葉樹 林化を促進す ることを目的 として人工林 で行う抜き伐 り(天然更新を 促すため又は 天然更新した 下層木の生育 を促すために 障害となる林 木の伐倒及び 搬出集積並び に作業道等の 開設及び改良 に要する経費 並びに諸掛費					(2) 人工林整理伐	天然更新を図 り針広混交林 化又は広葉樹 林化を促進す ることを目的 として人工林 で行う抜き伐 り(天然更新を 促すため又は 天然更新した 下層木の生育 を促すために 障害となる林 木の伐倒及び 搬出集積及び 作業路の開設 に要する経費 並びに諸掛費	
	(3) 受光 伐	ア 抜き 伐り	下層木の植栽 若しくは育成 等の障害とな る林木(以下 「支障木」とい う。)又はあば れ木等の伐倒、					(3) 受光 伐	ア 抜き 伐り	下層木の植栽 若しくは育成 等の障害とな る林木(以下 「支障木」とい う。)又はあば れ木等の伐倒、

		伐倒木の搬出 集積、支障木又 はあばれ木等 の巻枯らし並 びに作業道等 の開設及び改 良に要する経 費並びに諸掛 費						伐倒木の搬出 集積、支障木又 はあばれ木等 の巻枯らし及 び作業路 の開設 に要する経 費並びに諸掛 費			
	イ 省略					イ 省略					
(4) 樹下植栽等		育成複層林の 造成を目的と して行う地ご しらえ、樹下へ の苗木の植付 け又は播種、施 肥、不良木の 淘汰、植付け及 び播種に伴つ て行う地表か き起こし、不用 萌芽の除去並 びに作業道等 の開設及び改 良に要する経 費並びに諸掛 費	省略			(4) 樹下植栽等		育成複層林の 造成を目的と して行う地ご しらえ、樹下へ の苗木の植付 け又は播種、施 肥、不良木の 淘汰、植付け及 び播種に伴つ て行う地表か き起こし、不用 萌芽の除去並 びに作業路 の開設 に要する経 費並びに諸掛 費	省略		
(5) 複層林改良		優良な育成複 層林の育成を 目的として行 う地ごしらえ、 天然稚幼樹の 発生又は育成 を促す地表か き起こし、稚幼 樹が少ない場 合の植付け、植 栽後の確実な 成林を図るた め必要がある ときは、大苗の 植付け又は播 種、施肥、不用 萌芽の除去、不 用木の除去、不 良木の淘汰、不 用木又は不良 木の巻枯らし、 林木の枝葉の 除去並びに作 業道等の開設 及び改良に要	省略			(5) 複層林改良		優良な育成複 層林の育成を 目的として行 う地ごしらえ、 天然稚幼樹の 発生又は育成 を促す地表か き起こし、稚幼 樹が少ない場 合の植付け、植 栽後の確実な 成林を図るた め必要がある ときは、大苗の 植付け又は播 種、施肥、不用 萌芽の除去、不 用木の除去、不 良木の淘汰、不 用木又は不良 木の巻枯らし、 林木の枝葉の 除去及び作業 路の開設 に要	省略		





備		満たす森林(以下「長期育成循環施業の対象森林」という。)の人工林において、長期育成循環施業における適正な密度管理を目的として行う支障木の伐倒、伐倒木の搬出集積並びに作業道等の開設及び改良に要する経費並びに諸掛費			備		満たす森林(以下「長期育成循環施業の対象森林」という。)の人工林において、長期育成循環施業における適正な密度管理を目的として行う支障木の伐倒、伐倒木の搬出集積及び作業路の開設に要する経費並びに諸掛費		
	イ 省略					イ 省略			
(2) 樹下植栽等	長期育成循環施業の対象森林の人工林において行う地ごしらえ、樹下への苗木の植付け又は播種、施肥、不良木の淘汰、植付け及び播種に伴って行う地表かき起こし、不用萌芽の除去並びに作業道等の開設及び改良に要する経費並びに諸掛費	省略			(2) 樹下植栽等	長期育成循環施業の対象森林の人工林において行う地ごしらえ、樹下への苗木の植付け又は播種、施肥、不良木の淘汰、植付け及び播種に伴って行う地表かき起こし、不用萌芽の除去並びに作業路の開設に要する経費並びに諸掛費	省略		
(3) 長期育成循環改良	長期育成循環施業の対象森林の人工林において行う地ごしらえ、天然稚幼樹の発生又は育成を促す地表かき起こし、稚幼樹が少ない場合の植付け(植栽後の確実な成林を図るため必要があるときは、大苗の植付け)又は播種、	省略			(3) 長期育成循環改良	長期育成循環施業の対象森林の人工林において行う地ごしらえ、天然稚幼樹の発生又は育成を促す地表かき起こし、稚幼樹が少ない場合の植付け(植栽後の確実な成林を図るため必要があるときは、大苗の植付け)又は播種、	省略		

		施肥、不用萌芽 の除去、不用木 の除去、不良木 の淘汰、不用木 又は不良木の 巻枯らし、林木 の枝葉の除去 <u>並びに作業道</u> <u>等の開設及び</u> <u>改良に要する</u> <u>経費並びに諸</u> <u>掛費</u>						施肥、不用萌芽 の除去、不用木 の除去、不良木 の淘汰、不用木 又は不良木の 巻枯らし、林木 の枝葉の除去 <u>及び作業路</u> <u>の開設</u> <u>に要する</u> <u>経費並びに諸</u> <u>掛費</u>			
	(4)・(5) 省略						(4)・(5) 省略				
	(6) <u>長期育成循環作</u> <u>業道開設等</u>	<u>長期育成循環</u> <u>作業道の開設</u> <u>及び改良に要</u> <u>する経費</u>				省略	(6) <u>長期育成循環作</u> <u>業路開設</u>	<u>長期育成循環</u> <u>作業路の開設</u> <u>に要</u> <u>する経費</u>			省略
6	(1)~(3) 省略						6	(1)~(3) 省略			
6	6						(4) <u>高性能林業機械</u> <u>作業路開設</u>	<u>流域森林資源</u> <u>循環利用総合</u> <u>対策の実施に</u> <u>ついて(平成14</u> <u>年3月29日付</u> <u>け林整計第526</u> <u>号林野庁長官</u> <u>通知)を実施す</u> <u>る地域におけ</u> <u>る高性能林業</u> <u>機械作業路の</u> <u>開設及び既存</u> <u>の作業路の高</u> <u>性能林業機械</u> <u>作業路への改</u> <u>良に要する経</u> <u>費</u>			同上
附帯施設等整備	附帯施設等整備										
備考						備考					
1 公的森林整備推進事業の範囲は、1(2)のうち伐採前特殊地ごしらえ_____以外のものとする。ただし、5については、分収方式によるものを除くものとし、分収方式解除後の森林施業は、森林整備法人が分収林契約の契約期間の途中で当該契約を解除した後継続して実施するものに限る。						1 公的森林整備推進事業の範囲は、1(2)のうち伐採前特殊地ごしらえ及び6(4)以外のものとする。ただし、5については、分収方式によるものを除くものとし、分収方式解除後の森林施業は、森林整備法人が分収林契約の契約期間の途中で当該契約を解除した後継続して実施するものに限る。					
2 機能増進保育は、次の要件を満たす森林において実施するものとする。						2 流域循環資源林整備事業の3は、民有林人工林率が50パーセント以上又は県若しくは森林法第5条第1項の森林計画区の平均以上であり、かつ、公益的機能別施業森林のうち複層林施業又は長伐期施業を推進すべきものとされている森林の面積比率が全国平均以上又は県の平均以上である市町内の森林において実施するものとする。					
(1) 地域森林計画において水源かん養機能、山地災害防止機能、生活環境保全機能又は保健文化機能のいずれかが高い森林とされており、かつ、森林施業計画等において長伐期施業を実施することが明記されている森林であること。											
(2) 森林法第5条第2項第4号の3に規定する公益的機能別施業森林区域(以下「公益的機能別施業森林区域」とい											

う。以外の区域内にある場合は、民有林人工林率が50パーセント以上又は県若しくは同法第5条第1項の地域森林計画区の平均以上であり、かつ、公益的機能別施業森林のうち複層林施業又は長伐期施業を推進すべきものとされている森林の面積比率が全国平均以上又は県の平均以上である市町にあること（競争力強化等のための森林整備の推進について（平成19年3月30日付け18林整整第1251号林野庁長官通知）の第3の事業実施区域において実施する場合を除く。）。

3 作業道等の開設については、森林施業計画に基づき必要な施業を行う場合に限り、施業の実施時期にかかわらず一括して整備することができる。

3 流域公益保全林整備事業の範囲は、6(4)以外のものとす

別表第2（第3条関係）

共生環境整備事業

1 絆の森整備事業

大区 分	区 分		補助基準 (経費の内容)	補助率
	中区分	小区分		
1	省略			
2 共 生 林 整 備	(1) 市民参加型 森林整備		市民参加による森林の造成を推進することを目的として行う下草刈り、希少植物の保全、廃棄物の除去等林床整備、広葉樹等の郷土樹種の植栽、客土、捨石、播種、施肥、雑草木又は不用木の除去、枝葉の除去、不良木の伐倒、伐倒木の搬出集積、野生生物の生息の場所(ビオトープ)に適した水辺環境整備、作業道等の開設及び改良等に要する経費並びに諸掛費	省略
	(2) 野生生物共 生林整備		野生生物の生息若しくは生育の環境の保全又は移動経路の確保を図るための森林の造成、野生生物の生息の場所(ビオトープ)に適した水辺環境整備、原植生の回復整備等を目的として行う広葉樹、花木又は餌木等の植栽、客土、捨石、播種、施肥、雑草木又は不用木の除去、枝葉の除去、不良木の伐倒、伐倒木の搬出集積、作業道等の開設及び改良等に要する経費並びに諸経費	省略
3 附 帯	(1)・(2) 省略			
	(3) 林内歩道等 整備		共生林の整備及び管理並びに利用者の利便性の確保を目的として行う林内歩道及	

別表第2（第3条関係）

共生林整備事業

1 絆の森整備事業

大区 分	区 分		補助基準 (経費の内容)	補助率
	中区分	小区分		
1	省略			
2 共 生 林 整 備	(1) 市民参加型 森林整備		市民参加による森林の造成を推進することを目的として行う下草刈り、希少植物の保全、廃棄物の除去等林床整備、広葉樹等の郷土樹種の植栽、客土、捨石、播種、施肥、雑草木又は不用木の除去、枝葉の除去、不良木の伐倒、伐倒木の搬出集積、野生生物の生息の場所(ビオトープ)に適した水辺環境整備、作業路の開設等 に要する経費及び 諸掛費	省略
	(2) 野生生物共 生林整備		野生生物の生息若しくは生育の環境の保全又は移動経路の確保を図るための森林の造成、野生生物の生息の場所(ビオトープ)に適した水辺環境整備、原植生の回復整備等を目的として行う広葉樹、花木又は餌木等の植栽、客土、捨石、播種、施肥、雑草木又は不用木の除去、枝葉の除去、不良木の伐倒、伐倒木の搬出集積、作業路の開設等 に要する経費及び 諸経費	省略
3 附 帯	(1)・(2) 省略			
	(3) 林内歩道等 整備		共生林の整備及び管理並びに利用者の利便性の確保を目的として行う林内歩道及	



施設 整備 備考		び絆の森作業道の開設及び 改良に要する経費
	(4) 省略	
備考 1・2 省略 3 省略 4 作業道の開設については、森林施策計画に基づき必要な 施業を行う場合に限り、施業の実施時期にかかわらず一括 して整備することができる。		

施設 整備 備考		び絆の森作業路の開設____ ____に要する経費
	(4) 省略	
備考 1・2 省略 3 省略		

別表第3（第3条関係）

機能回復整備事業

1 保全松林緊急保護整備事業

(1) 保全松林健全化整備

区 分		補 助 基 準		補助率
大区 分	中区分 小区分	経費の内訳	対象とな る林分の 年齢	
衛 生 伐	(1) 不用木等の 除去及び処理	松くい虫の繁殖源 を除去し、松林の 健全な育成及び保 全を図ることを目 的として行う被害 木を含む不用木又 は不良木の伐倒、 伐倒木の搬出集 積、破碎、焼却及 び薬剤処理並びに 作業道の開設及び 改良に要する経費 並びに諸掛費		省略
	(2) 衛生伐作業 道開設等	衛生伐作業道の開 設及び改良に要す る経費		省略
備考 1 省略 2 作業道の開設については、森林施策計画に基づき必要な 施業を行う場合に限り、施業の実施時期にかかわらず一括 して整備することができる。				

(2) 松林保護樹林帯造成

区 分		補 助 基 準		補助率
大区 分	中区分 小区分	経費の内訳	対象とな る林分の 年齢	
育 成 単 層	(1)~(5) 省略			
	(6) 土壌改良	森林の生産力の回 復を目的として行 う地ごしらえ、植 付け（土壌改良木 の植付けを含		省略

別表第3（第3条関係）

機能回復整備事業

1 保全松林緊急保護整備事業

(1) 保全松林健全化整備

区 分		補 助 基 準		補助率
大区 分	中区分 小区分	経費の内訳	対象とな る林分の 年齢	
衛 生 伐	(1) 不用木等の 除去及び処理	松くい虫の繁殖源 を除去し、松林の 健全な育成及び保 全を図ることを目 的として行う被害 木を含む不用木又 は不良木の伐倒、 伐倒木の搬出集 積、破碎、焼却及 び薬剤処理並びに 作業路の開設____ ____に要する経費 並びに諸掛費		省略
	(2) 衛生伐作業 路開設	衛生伐作業路の開 設____に要す る経費		省略
備考 省略				

(2) 松林保護樹林帯造成

区 分		補 助 基 準		補助率
大区 分	中区分 小区分	経費の内訳	対象とな る林分の 年齢	
育 成 単 層	(1)~(5) 省略			
	(6) 土壌改良	森林の生産力の回 復を目的として行 う地ごしらえ、植 付け（土壌改良木 の植付けを含		省略

林整備		む。)、播種、施肥(石灰及び稲わら等の施用を含む。)並びに作業道等の開設及び改良に要する経費並びに諸掛費		
	(7) 育成単層林 作業道開設等	省略		
2 育成 複層 林 整備	(1)~(4) 省略			
	(5) 育成複層林 作業道開設等	省略		
3 省略				

備考

- 1 省略
- 2 作業道の開設については、森林施業計画に基づき必要な施業を行う場合に限り、施業の実施時期にかかわらず一括して整備することができる。

2 特定森林造成事業

(1) 特定林地改良

大区 分	区 分		補 助 基 準 (経費の内容)	補助率
	中区分	小区分		
1	特定林地改良		林木の生長が不良な土地の土壌条件を改良することにより、森林の生産力を回復させることを目的として行う地ごしらえ、植付け(土壌改良木の植付け及び緊急性の高い場合の大苗の植付けを含む。)、播種、施肥(石灰及び稲わらの施用を含む。)及び作業路の開設に要する経費並びに諸掛費(特定農村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)第2条第1項に規定する特定農山村地域の林木の育成に適さない水田跡地の耕作放棄地等において行う場合にあつては、	省略

林整備		む。)、播種、施肥(石灰及び稲わら等の施用を含む。)及び作業路の開設に要する経費並びに諸掛費		
	(7) 育成単層林 作業路開設	省略		
2 育成 複層 林 整備	(1)~(4) 省略			
	(5) 育成複層林 作業路開設	省略		
3 省略				

備考 省略

2 特定森林造成事業

(1) 特定林地改良

大区 分	区 分		補 助 基 準 (経費の内容)	補助率
	中区分	小区分		
1	特定林地改良		林木の生長が不良な土地の土壌条件を改良することにより、森林の生産力を回復させることを目的として行う地ごしらえ、植付け(土壌改良木の植付け及び緊急性の高い場合の大苗の植付けを含む。)、播種、施肥(石灰及び稲わらの施用を含む。)及び作業路の開設に要する経費並びに諸掛費(特定農村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)第2条第1項に規定する特定農山村地域の林木の育成に適さない水田跡地の耕作放棄地等において行う場合にあつては、	省略

		地ごしらえ、植付け（土壌改良木の植付け及び緊急性の高い場合の大苗の植付けを含む。）、播種、施肥（石灰及び稲わらの施用を含む。）、不透水層の破碎、簡易な排水工、客土、盛土、土留工等の実施並びに作業道等の開設及び改良に要する経費並びに諸掛費）	
2	特定林地改良作業道	特定林地改良作業道の開設及び改良に要する経費	省略
3	省略		
備考			
1 省略			
2 作業道の開設については、森林施業計画に基づき必要な施業を行う場合に限り、施業の実施時期にかかわらず一括して整備することができる。			

(2) 耕作放棄地等森林造成

大区 分	区 分		補 助 基 準		補助率
	中区分	小区分	経費の内訳	対象となる林分の 年齢	
1	(1)~(5) 省略				
	(6) 育成単層林 作業道開設等		省略		
2	(1) 省略				
	(2) 受 光伐	ア 抜き伐り	支障木又はあばれ木等の伐倒、伐倒木の搬出集積、支障木又はあばれ木等の巻枯らし並びに作業道等の開設及び改良に要する経費並びに諸掛費	省略	
		イ 省略			
	(3)・(4) 省略				
(5) 保 育(植 栽型)	ア~ウ 省略				
	エ 除間伐	下層木の健全な成長の促進を目的として行う不用木の	省略		

		地ごしらえ、植付け（土壌改良木の植付け及び緊急性の高い場合の大苗の植付けを含む。）、播種、施肥（石灰及び稲わらの施用を含む。）、不透水層の破碎、簡易な排水工、客土、盛土、土留工等の実施及び作業路の開設に要する経費並びに諸掛費）	
2	特定林地改良作業路	特定林地改良作業路の開設に要する経費	省略
3	省略		
備考 省略			

(2) 耕作放棄地等森林造成

大区 分	区 分		補 助 基 準		補助率
	中区分	小区分	経費の内訳	対象となる林分の 年齢	
1	(1)~(5) 省略				
	(6) 育成単層林 作業路開設		省略		
2	(1) 省略				
	(2) 受 光伐	ア 抜き伐り	支障木又はあばれ木等の伐倒、伐倒木の搬出集積、支障木又はあばれ木等の巻枯らし及び作業路の開設に要する経費並びに諸掛費	省略	
		イ 省略			
	(3)・(4) 省略				
(5) 保 育(植 栽型)	ア~ウ 省略				
	エ 除間伐	下層木の健全な成長の促進を目的として行う不用木の	省略		

		除去、不良木の淘汰、不用木又は不良木の搬出集積並びに作業道等の開設及び改良に要する経費並びに諸掛費		
(6) 省略				
(7) 育成複層林作業道開設等	省略			
3 省略				
備考				
1 省略				
2 作業道の開設については、森林施業計画に基づき必要な施業を行う場合に限り、施業の実施時期にかかわらず一括して整備することができる。				

(3) 造林未済地緊急造林

大区 分	区 分		補 助 基 準		補助率
	中区分	小区分	経費の内訳	対象となる林分の 年齢	
1 育成 単層 林 整備	(1) 省略				
	(2) 単層林改良		別表第 1 1(3)に 同じ。		同上
	(3) 省略				
	(4) 保 育(天 然更 新型)	ア 下 刈	別表第 1 1(5)ア に同じ。	別表第 1 1(5)ア に同じ。	同上
イ 雪 起こ し		別表第 1 1(5)イ に同じ。	別表第 1 1(5)イ に同じ。	同上	
ウ 除 間伐		別表第 1 1(5)ウ に同じ。	別表第 1 1(5)ウ に同じ。	同上	
2 — 育成 複層 林 整備	(1) 複層林改良		別表第 1 2(5)に 同じ。		同上
	(2) 保 育(天 然更 新型)	ア 下 刈	別表第 1 2(7)ア に同じ。	別表第 2 2(7)ア に同じ。	同上
		イ 雪 起こ し	別表第 1 2(7)イ に同じ。	別表第 1 1(7)イ に同じ。	同上
		ウ 倒 木起 こし	別表第 1 2(7)ウ に同じ。	別表第 1 2(7)ウ に同じ。	同上

		除去、不良木の淘汰、不用木又は不良木の搬出集積及び作業路の開設に要する経費並びに諸掛費		
(6) 省略				
(7) 育成複層林作業路開設	省略			
3 省略				
備考 省略				

(3) 造林未済地緊急造林

大区 分	区 分		補 助 基 準		補助率
	中区分	小区分	経費の内訳	対象となる林分の 年齢	
1 育成 単層 林 整備	(1) 省略				
	(2) 省略				

	工 除 間伐	別表第 1 2(7)工 に同じ。	別表第 1 2(7)工 に同じ。	同上
--	-----------	---------------------	------------------------	----

備考

- 1 造林未済地緊急造林は、公益的機能別施業森林区域のうち、伐採後3年以上造林が行われていない林地を対象に15年以上皆伐をしないことについて協定を締結した上で、郷土樹種の植栽、天然更新補助作業等を行う事業とする。
- 2 作業道の開設については、森林施業計画に基づき必要な施業を行う場合に限り、施業の実施時期にかかわらず一括して整備することができる。

3 被害地等森林整備事業

大区 分	区 分		補 助 基 準		補助率
	中区分	小区分	経費の内訳	対象となる林分の 年齢	
1  育成 単層 林 整備	(1)~(3)	省略			
	(4) 保 育(植 栽)	ア・イ 省略			
		ウ 倒 木起 こし	林木の健全な成長の促進を目的として森林環境保全整備事業実施要領(平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知)に規定する指定被害地造林(以下「指定被害地造林」という。)として行う気象災等による倒伏木の倒木起こし並びに作業道等の開設及び改良に要する経費並びに諸掛費	省略	
		工 省 略			
	(5) 省 略				
	(6) 育成単層林 作業道開設等	省略			
2  育成 複層 林 整備	(1) 省略				
	(2) 受 光伐	ア 抜 き伐 り	支障木又はあばれ木等の伐倒、伐倒木の搬出集積、支障木又はあばれ木等の巻き枯らし並びに作業道等の開設及び改良に要す	省略	

--	--	--	--	--

備考 造林未済地緊急造林は、公益的機能別施業森林区域のうち、伐採後3年以上造林が行われていない林地であつて植栽によらなければ更新が困難と見込まれるものを対象に、15年以上皆伐をしないことについて協定を締結した上で、郷土樹種の植栽等を行う事業とする。

造林未済地緊急造林は、公益的機能別施業森林区域のうち、伐採後3年以上造林が行われていない林地であつて植栽によらなければ更新が困難と見込まれるものを対象に、15年以上皆伐をしないことについて協定を締結した上で、郷土樹種の植栽等を行う事業とする。

3 被害地等森林整備事業

大区 分	区 分		補 助 基 準		補助率
	中区分	小区分	経費の内訳	対象となる林分の 年齢	
1  育成 単層 林 整備	(1)~(3)	省略			
	(4) 保 育(植 栽)	ア・イ 省略			
		ウ 倒 木起 こし	林木の健全な成長の促進を目的として森林環境保全整備事業実施要領(平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知)に規定する指定被害地造林(以下「指定被害地造林」という。)として行う気象災等による倒伏木の倒木起こし及び作業路の開設に要する経費並びに諸掛費	省略	
		工 省 略			
	(5) 省 略				
	(6) 育成単層林 作業路開設	省略			
2  育成 複層 林 整備	(1) 省略				
	(2) 受 光伐	ア 抜 き伐 り	支障木又はあばれ木等の伐倒、伐倒木の搬出集積、支障木又はあばれ木等の巻き枯らし及び作業路の開設に要す	省略	



省 略				
備考				
1 省略				
2 作業道の開設については、森林施業計画に基づき必要な施業を行う場合に限り、施業の実施時期にかかわらず一括して整備することができる。				

別表第4（第3条関係）

里山エリア再生事業

大区 分	区 分		補 助 基 準 (経費の内容)	補助率
	中区分	小区分		
1 居 住 地 森 林 環 境 整 備	(1)	居住地周辺 森林整備	居住地周辺の森林の整備を目的として行う前生樹の伐倒・搬出集積・除根、枝葉の除去、客土、整地、耕うん、植付け、播種、施肥、雑草木の除去、倒木起こし、不用木の除去、不良木の淘汰、作業道等の開設及び改良等に要する経費並びに諸掛費	省略
	(2)	路側樹林帯 整備	居住地周辺の森林内の道路沿道における防災、景観等に配慮した森林の整備を目的として行う前生樹の伐倒・搬出集積、枝葉の除去、支障木の伐倒・搬出集積、巻枯らし、客土、整地、植付け、播種、施肥、雑草木の除去、倒木起こし、不用木の除去、不良木の淘汰、作業道等の開設及び改良等に要する経費並びに諸掛費	省略
	(3)	居住地森林 作業道開設等	居住地森林作業道の開設及び改良に要する経費	省略
	(4)	省略		
2	省略			
備考 作業道等（居住地森林作業道含む。）の開設については、森林施業計画の実行に必要な場合に限り、施業の実施時期にかかわらず一括して整備することができるものとする。				

様式第5号（第6条、様式第1号関係） 造林作業道等出来高設計書

年度造林作業道等出来高設計書	育成単層林作業道 育成複層林作業道 特定間伐作業道 その他の作業道等
省略	

省 略				
備考 省略				

別表第4（第3条関係）

里山エリア再生事業

大区 分	区 分		補 助 基 準 (経費の内容)	補助率
	中区分	小区分		
1 居 住 地 森 林 環 境 整 備	(1)	居住地周辺 森林整備	居住地周辺の森林の整備を目的として行う前生樹の伐倒・搬出集積・除根、枝葉の除去、客土、整地、耕うん、植付け、播種、施肥、雑草木の除去、倒木起こし、不用木の除去、不良木の淘汰等に要する経費及び諸掛費	省略
	(2)	路側樹林帯 整備	居住地周辺の森林内の道路沿道における防災、景観等に配慮した森林の整備を目的として行う前生樹の伐倒・搬出集積、枝葉の除去、支障木の伐倒・搬出集積、巻枯らし、客土、整地、植付け、播種、施肥、雑草木の除去、倒木起こし、不用木の除去、不良木の淘汰等に要する経費及び諸掛費	省略
	(3)	居住地森林 作業路開設	居住地森林作業路の開設に要する経費	省略
	(4)	省略		
2	省略			

様式第5号（第6条、様式第1号関係） 造林作業路等出来高設計書

年度造林作業路等出来高設計書	育成単層林作業路 育成複層林作業路 特定間伐作業路 その他の作業路
省略	

注1 省略

2 欄には記入しないこと。

次の書類を添付すること。

- (1) 作業道平面図(縮尺1,000分の1から500分の1までで、実測したもの)及び作業道位置図
- (2) 作業道横断断面図(縮尺100分の1で、20メートル間隔の地点及び地形の変化点ごとに実測したもの)
- (3) 作業道に工作物を設置した場合にあつては、工作物図

別紙 1

作業道計画概要			
省略	作業道計画		省略
	省略		
省略			

別紙 2 省略

注1 省略

2 欄には記入しないこと。

次の書類を添付すること。

- (1) 作業路平面図(縮尺1,000分の1から500分の1までで、実測したもの)及び作業道位置図
- (2) 作業路横断断面図(縮尺100分の1で、20メートル間隔の地点及び地形の変化点ごとに実測したもの)
- (3) 作業路に工作物を設置した場合にあつては、工作物図

別紙 1

作業路計画概要			
省略	作業路計画		省略
	省略		
省略			

別紙 2 省略

○愛媛県告示第 538 号

都市計画法(昭和43年法律第 100 号)第21条第 1 項の規定に基づき、次のように都市計画を変更した。

その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成20年 3月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 都市計画の種類及び名称

松山広域都市計画道路

1・4・1 自動車専用松山外環状線

2 都市計画を変更する土地の区域

- (1) 追加する部分 松山市余戸南二丁目、余戸南三丁目、余戸南四丁目、余戸南五丁目、余戸西一丁目、余戸西二丁目、余戸西三丁目、余戸西四丁目、東垣生町、久保田町、南吉田町、高岡町及び北吉田町の各一部
- (2) 削除する部分 松山市余戸南二丁目の一部

○愛媛県告示第 539 号

都市計画法(昭和43年法律第 100 号)第21条第 1 項の規定に基づき、次のように都市計画を変更した。

その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成20年 3月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 都市計画の種類及び名称

変更前	変更後
松山広域都市計画道路 3・3・11 三津南吉田線	松山広域都市計画道路 3・3・11 三津北吉田線

2 都市計画を変更する土地の区域

- (1) 追加する部分 なし
- (2) 削除する部分 松山市南吉田町及び北吉田町の各一部

○愛媛県告示第 540 号

都市計画法(昭和43年法律第 100 号)第21条第 1 項の規定に基づき、次のように都市計画を変更した。

その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成20年 3月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 都市計画の種類及び名称

松山広域都市計画道路 3・4・56 余戸北吉田線

2 都市計画を定める土地の区域

松山市余戸南三丁目、余戸南四丁目、余戸南五丁目、余戸西一丁目、余戸西二丁目、余戸西三丁目、余戸西四丁目、東垣生町、久保田町、南吉田町、高岡町及び北吉田町の各一部

訓 令

○愛媛県訓令第 6 号

庁 中 一 般

愛媛県処務細則の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年 3月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県処務細則の一部を改正する訓令

愛媛県処務細則(昭和29年愛媛県訓令第 5 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。



改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章・第2章 省略</p> <p>第3章 職務及び係の事務分掌（第3条 第34条）</p> <p>第4章 事務の決裁、専決及び代決（第35条）</p> <p>第5章 服務心得</p> <p>第1節 出勤、退庁、欠勤等（第36条 第45条）</p> <p>第2節 出張（第46条 第48条）</p> <p>第6章 庁中取締（第49条 第53条）</p> <p>第7章 非常心得（第54条・第55条）</p> <p>附則</p> <p>（課長等）</p> <p><b>第10条</b> 課長は、上司の命を受け、課の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。</p> <p><u>2 環境技術専門監は、上司の命を受け、特命事項を処理するとともに、環境局の分掌事務に係る技術に関して、専門的な指導及び助言を行う。</u></p> <p><u>3 省略</u></p> <p><u>4 省略</u></p> <p>（決裁、専決及び代決）</p> <p><b>第35条</b> 省略</p> <p>2 部長、局長、えひめブランド推進統括監、技術監、課長（室長を含む。）、原子力安全対策推進監_____、<u>高速道路推進監及び特に指定された者は、別に定めるところにより、事務を専決又は代決することができる。</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章・第2章 省略</p> <p>第3章 職務及び係の事務分掌（第3条 第33条）</p> <p>第4章 事務の決裁、専決及び代決（第34条）</p> <p>第5章 服務心得</p> <p>第1節 出勤、退庁、欠勤等（第35条 第44条）</p> <p>第2節 出張（第45条 第47条）</p> <p>第6章 庁中取締（第48条 第52条）</p> <p>第7章 非常心得（第53条・第54条）</p> <p>附則</p> <p>（課長等）</p> <p><b>第10条</b> 課長は、上司の命を受け、課の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。</p> <p><u>2 省略</u></p> <p><u>3 循環型社会推進監は、上司の命を受け、循環型社会の実現のための取組の総合的な推進に関する事務を調整し、整理するとともに、廃棄物対策課に係る当該事務を掌理し、同課の当該事務を担当する職員を指揮監督する。</u></p> <p><u>4 えひめブランド推進監は、上司の命を受け、新しい愛媛ブランドの育成、販路開拓、食の安全・安心対策等に関する事務を調整し、整理するとともに、農産園芸課に係る当該事務を掌理し、同課の当該事務を担当する職員を指揮監督する。</u></p> <p><u>5 省略</u></p> <p>（決裁、専決及び代決）</p> <p><b>第35条</b> 省略</p> <p>2 部長、局長、えひめブランド推進統括監、技術監、課長（室長を含む。）、原子力安全対策推進監、<u>循環型社会推進監、えひめブランド推進監、高速道路推進監及び特に指定された者は、別に定めるところにより、事務を専決又は代決することができる。</u></p>

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

○愛媛県訓令第7号

庁 中 一 般

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年3月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令

愛媛県庁事務決裁規程（昭和51年愛媛県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（用語の意義）</p> <p><b>第2条</b> この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 省略</p>	<p>（用語の意義）</p> <p><b>第2条</b> この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 省略</p>



	及び高 速道路 推進監		
会計管 理者の 権限に 属する 事務	会計管 理者	出納員	課長補佐
	出納員	課長補佐	

2 省略

別表第1（第4条関係）

知事の権限に属する事務に係る一般共通決裁事項

事務の 種 類	事 項	決裁区分		
		知 事	専決者	
			部 長	局 長
1～23 省略				
24 要綱 その他 の規程 で公表 を要し ないも のの施 行に関 する事 務	1 指定、認定、許可、認可、承認、 届出、報告等に関すること。 (1) 特に重要なもの (2) 重要なもの (3) 軽易なもの	—	—	—

備考 1 室に属する事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「室長」とする。

- (1)～(4) 省略
- (5) 24の部1の項(3)

2・3 省略

別表第2（第4条関係）

知事の権限に属する総務部関係事務に係る特定決裁事項

組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分		
			知 事	専決者	
				部 長	局 長
総 務 管 理 課	1～6 省略				

	及び高 速道路 推進監		
会計管 理者の 権限に 属する 事務	会計管 理者	出納員	出納局会計課長補佐
	出納員	出納局会計課長補佐	
	行政シ ステム 改革課 長	行政システム改革課長 補佐	

2 省略

別表第1（第4条関係）

知事の権限に属する事務に係る一般共通決裁事項

事務の 種 類	事 項	決裁区分		
		知 事	専決者	
			部 長	局 長
1～23 省略				

備考 1 室に属する事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「室長」とする。

- (1)～(4) 省略

2・3 省略

別表第2（第4条関係）

知事の権限に属する総務部関係事務に係る特定決裁事項

組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分		
			知 事	専決者	
				部 長	局 長
総 務 管 理 課	1～6 省略				
	7 愛 媛県 用品 調達	1 普通物品の購入に関するこ と（第6条）。 (1) 予定価格1件1,000万円以 上		—	

7 省略					

別表第2（第4条関係）

知事の権限に属する総務部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
		部 長		局 長	課 長	
人事課	1～3 省略					
	4 服 務に 関す る事 務	1～5 省略				
		6 職員の自己啓発等休業の承認に関すること。				
		(1) 本庁の局長又はこれに相当する職以上の職にある者に係るもの	—			
	(2) (1)以外のもの		—			
5～10 省略						

備考 愛媛県立医療技術大学（以下「医療技術大学」という。）の学長、学部長、教員及び助手に係るこの表の適用については、次のとおりとする。

- (1) 1の部2の項(1)事項の欄、3の部1の項(1)ア同欄及び4の部6の項(1)同欄中「本庁の局長又はこれに相当する職以上の職にある者」とあるのは、「学長及び学部長」とする。
- (2)～(7) 省略

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
		部 長		局 長	課 長	

規則の施行に関する事務	(2) 予定価格1件1,000万円未満				—
8 製造の請負等に係る競争入札参加資格審査に関する事務	1 製造の請負等に係る競争入札の参加者の資格の認定（製造の請負等に係る競争入札の参加者の資格及び資格審査に関する要綱（平成8年2月愛媛県告示第192号）第2条、第4条）				—
	2 記載事項の変更並びに事業の休止及び廃止の届出の受理（製造の請負等に係る競争入札の参加者の資格及び資格審査に関する要綱第6条第1項）				—
9 省略					

別表第2（第4条関係）

知事の権限に属する総務部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
		部 長		局 長	課 長	
人事課	1～3 省略					
	4 服 務に 関す る事 務	1～5 省略				
5～10 省略						

備考 愛媛県立医療技術大学（以下「医療技術大学」という。）の学長、学部長、教員及び助手に係るこの表の適用については、次のとおりとする。

- (1) 1の部2の項(1)事項の欄及び3の部1の項(1)ア同欄中「本庁の局長又はこれに相当する職以上の職にある者」とあるのは、「学長及び学部長」とする。
- (2)～(7) 省略

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
		部 長		局 長	課 長	

職員 厚生室	省略					
-----------	----	--	--	--	--	--

職員 厚生室	省略					
-----------	----	--	--	--	--	--

備考 医療技術大学の学長、学部長、教員及び助手に係るこの表の適用については、次のとおりとする。

- (1) 1の部1の項(1)ア事項の欄中「役付職員」とあるのは、「学長、学部長、教授及び准教授」とする。
- (2) 1の部1の項(1)イ事項の欄中「一般職員」とあるのは、「講師及び助手」とする。

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
財政課	1 地方自治法の施行に関する事務	1～3 省略 4 財産状況の作成及び公表 (第243条の3)				
	2・3 省略					
	4 地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行に関する事務	1 健全化判断比率及び資金不足比率の公表(第3条第1項、第22条第1項)	—			
		2 健全化判断比率及び資金不足比率の総務大臣への報告(第3条第3項、第22条第3項)	—			
	5 省略					
6 省略						

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
財政課	1 地方自治法の施行に関する事務	1～3 省略 4 財産状況の作成及び公表 (第243条の3)				
	2・3 省略					
	4 省略					
5 省略						

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長

市 町 振 興 課	1～5 省略									
	6 地 方公 共団 体の 財政 の健 全化 に関 する 法律 の施 行に 関す る事 務	1 市町に係る健全化判断比率 及び資金不足比率の総務大臣 への報告及び公表（第3条第 3項、第4項、第22条第3項）								—
	7 省 略									
	8 省 略									
	9 省 略									
	10 省 略									
	11 省 略									
	12 省 略									
	13 省 略									
	14 省 略									
	15 省 略									
	16 地 方特 例交 付金 等の 地方 財政 の特 別措 置に 関す る法 律の 施行 に関	1 地方特例交付金及び特別交 付金の算定及び交付（第6条、 附則第4条第10項）								
		2 地方特例交付金及び特別交 付金の額の算定に用いる資料 の審査及び総務大臣への送付 （第7条第2項、附則第4条 第10項）								

市 町 振 興 課	1～5 省略									
	6 省 略									
	7 省 略									
	8 省 略									
	9 省 略									
	10 省 略									
	11 省 略									
	12 省 略									
	13 省 略									
	14 省 略									
	15 地 方特 例交 付金 等の 地方 財政 の特 別措 置に 関す る法 律の 施行 に関	1 市町村交付金 _____ の算定及び交付（第10条 _____）								
		2 市町村交付金 _____ の額の算定に用いる資料 の審査及び検査等 （第11条第2項、第4項 _____）								
		3 市町の総務大臣への審査の 申立て及び総務大臣の審査結 果の市町への通知並びに市町 の総務大臣への異議の申立て 及び総務大臣の決定の市町へ の通知の経由（第12条、地方 交付税法第18条、第19条第7								—

する事務					
17 省略					
18 省略					
19 省略					
20 省略					
21 省略					
22 省略					
23 省略					
24 省略					
25 省略					

する事務	項、第8項)				
16 省略					
17 省略					
18 省略					
19 省略					
20 省略					
21 省略					
22 省略					
23 省略					
24 省略					

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
私学文書課	1～8 省略					
	9 公益法人制度に関する事務の総括に関する事務	1 公益法人制度の決定に関すること。	—			
		2 公益法人制度についての連絡調整に関すること。		—		
		3 その他公益法人制度の実施に関すること。				—

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
私学文書課	1～8 省略					

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
行政シ	1～11 省略					

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
行政シ	1～11 省略					

ス テ ム 改 革 課							
----------------------------	--	--	--	--	--	--	--

ス テ ム 改 革 課							
	12 旅 費の 支出 の集 中処 理業 務に 関す る事 務	1 旅費の支出の集中処理業務 に関すること。					—

別表第4（第4条関係）

知事の権限に属する県民環境部関係事務に係る特定決裁事項

組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分			
			知 事	専決者		
				部 長	局 長	課 長
県 民 生 活 課	1～7 省略					
	8 消 費生 活協 同組 合法 の施 行に 関す る事 務					
	1 共済事業を行う消費生活協 同組合及び消費生活協同組合 連合会（以下この部において 「組合」という。）に対する 他の事業の承認（第10条第3 項）					—
	2 員外利用の許可（第12条第 4項第2号、第3号）					
	3 物品の供給事業を行う組合 に対する措置命令（第12条第 6項）					—
	4 共済代理店に対する報告の 徴収及び立入検査（第12条の 2第3項、保険業法第305条）					—
	5 共済代理店に対する業務改 善及び共済契約の募集の停止					—

別表第4（第4条関係）

知事の権限に属する県民環境部関係事務に係る特定決裁事項

組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分			
			知 事	専決者		
				部 長	局 長	課 長
県 民 生 活 課	1～7 省略					
	8 消 費生 活協 同組 合法 の施 行に 関す る事 務					
	1 消費生活協同組合及び消費 生活協同組合連合会の設立、 合併及び解散の認可（第58条、 第62条、第65条）	—				
	2 定款変更の認可（第43条第 3項）					—
	3 共済事業の規約の設定、変 更又は廃止の認可（第43条第 4項）					—
	4 員外利用の許可（第12条第 3項）					







10 省 略					
11 省 略					
12 省 略					

11 省 略					
12 省 略					
13 省 略					

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
環境 政策課	1～13 省略					
	14 水 道法 の施 行に 関す る事 務	1～12 省略  13 報告の徴収及び立入検査 (第39条第1項、第46条第1 項、政令第14条第1項)			—	
	15 省 略					
	16 大 気汚 染防 止法 の施 行に 関す る事 務	1・2 省略				
		3 大気汚染の防止に関する こと。				
		(1)～(3) 省略				
		(4) 報告の徴収及び立入検査 (第26条第1項)				—
	(5) 省略					
	17～24 省略					
	25 水 質汚 濁防 止法 の施 行に 関す る事 務	1・2 省略				
3 水質汚濁の防止等に関する こと。						
(1)～(5) 省略						
(6) 特定事業場設置者等に対 する報告の徴収及び立入検 査(第22条第1項)					—	
(7) 省略						
26～28 省略						

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
環境 政策課	1～13 省略					
	14 水 道法 の施 行に 関す る事 務	1～12 省略				
	15 省 略					
	16 大 気汚 染防 止法 の施 行に 関す る事 務	1・2 省略				
		3 大気汚染の防止に関する こと。				
		(1)～(3) 省略				
		(4) 省略				
	17～24 省略					
	25 水 質汚 濁防 止法 の施 行に 関す る事 務	1・2 省略				
		3 水質汚濁の防止等に関する こと。				
(1)～(5) 省略						
(6) 省略						
26～28 省略						
29 愛 媛県 土砂 等の 埋立 て等	1 土砂基準の設定、変更又は 廃止に係る環境審議会の意見 の聴取(第5条第2項)		—			
	2 水質基準の設定、変更又は 廃止に係る環境審議会の意見 の聴取(第6条第2項)		—			

29 愛媛県公害防止条例の施行に関する事務	1～3 省略 4 指定工場の規制に関すること。 (1) 省略 (2) 報告の徴収及び立入検査(ばい煙、粉じん又は汚水等に関する規制に係るものに限る。)(第85条第1項)				—
30 省略					
31 省略					

による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の施行に関する事務	3 立入検査等(第26条第1項)				—
30 愛媛県公害防止条例の施行に関する事務	1～3 省略 4 指定工場の規制に関すること。 (1) 省略				
31 省略					
32 省略					

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
循環型社会推進課	1～6 省略				
	7 愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害	1 土砂基準の設定、変更又は廃止に係る環境審議会の意見の聴取(第5条第2項) 2 水質基準の設定、変更又は廃止に係る環境審議会の意見の聴取(第6条第2項) 3 立入検査等(第26条第1項)	—		—

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
廃棄物対策課	1～6 省略				

の発 生の 防止 に関 する 条例 の施 行に 関す る事 務					
8 省 略					

7 省 略					

備考 この表1の部、2の部及び3の部8の項の適用については、  
同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「循環型社会推進監」とする。

別表第5（第4条関係）

知事の権限に属する保健福祉部関係事務に係る特定決裁事項

組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決裁区分		
			知 事	専決者	
				部 長	局 長
保 健 福 祉 課	1 省 略				

別表第5（第4条関係）

知事の権限に属する保健福祉部関係事務に係る特定決裁事項

組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決裁区分		
			知 事	専決者	
				部 長	局 長
保 健 福 祉 課	1 省 略				
	2 救 急病 院等 を定 める 省令 の施 行に 関す る事 務	1 救急病院又は救急診療所の 認定及び告示（第2条）			—
	3 医 療法 の施 行に 関す る事 務	1 地域医療支援病院の名称の 承認（第4条第1項）		—	
		2 医療計画の策定及び変更 （第30条の4第1項、第12項、 第30条の6）	—		
		3 医療計画の策定に必要な他 県との連絡調整（第30条の4 第9項）			—
		4 医療計画の策定及び変更 に係る意見の聴取（第30条の4 第10項、第11項）			—
		5 医療対策協議会の設置（第 30条の12第1項）		—	
4 が ん対	1 がん対策の推進に関する計 画の策定及び変更（第11条）		—		

2 省 略					
3 省 略					
4 省 略					
5 省 略					
6 省 略					
7 省 略					
8 省 略					
9 省 略					
10 省 略					
11 省 略					
12 省 略					
13 省 略					
14 省 略					
15 省 略					
16 省 略					
17 省 略					

策基 本法 の施 行に 関す る事 務					
5 省 略					
6 省 略					
7 省 略					
8 省 略					
9 省 略					
10 省 略					
11 省 略					
12 省 略					
13 省 略					
14 省 略					
15 省 略					
16 省 略					
17 省 略					
18 省 略					
19 省 略					
20 省 略					

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
医療 対策	1 医療法の施行に	1 地域医療支援病院の名称の承認(第4条第1項)	—		
		2 省略			
		3 省略			

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
医療 対策	1 医療法の施行に				
		1 省略			
		2 省略			

課	関する事務	4 省略								室	関する事務	3 省略																																	
		5 省略											4 省略																																
		6 省略											5 省略																																
		7 省略												6 省略																															
		8 省略												7 省略																															
		9 省略												8 省略																															
		10 省略												9 省略																															
		11 省略												10 省略																															
		12 省略												11 省略																															
		13 省略												12 省略																															
		14 省略												13 省略																															
		15 医療計画の策定及び変更 (第30条の4第1項、第12項、 第30条の6)																																											
		16 医療計画の策定に必要な他 県との連絡調整(第30条の4 第9項)																																											
		17 医療計画の策定及び変更 に係る意見の聴取(第30条の4 第10項、第11項)																																											
		18 省略																																											
		19 医療対策協議会の設置(第 30条の12第1項)																																											
		20 省略																																											
		21 省略																																											
		22 省略																																											
		23 省略																																											
		24 省略																																											
		25 省略																																											
		26 省略																																											
		27 省略																																											
		28 省略																																											
		29 省略																																											
		30 省略																																											
		31 省略																																											
		32 省略																																											
		33 省略																																											
		34 省略																																											
		35 省略																																											
		36 省略																																											
		37 省略																																											
		38 省略																																											
		2 救急病院等を定	1 救急病院又は救急診療所の 認定及び告示(第2条)																																										

める 省令 の施 行に 関す る事 務					
3 省 略					
4 が ん対 策基 本法 の施 行に 関す る事 務	1 がん対策の推進に関する計 画の策定及び変更（第11条）	—			
5 省 略					
6 省 略					
7 省 略					
8 省 略					
9 省 略					
10 省 略					
11 省 略					
12 省 略					
13 省 略					
14 省 略					
15 省 略					
16 省 略					
17 省 略					

2 省 略					
3 省 略					
4 省 略					
5 省 略					
6 省 略					
7 省 略					
8 省 略					
9 省 略					
10 省 略					
11 省 略					
12 省 略					
13 省 略					
14 省 略					
15 省 略					

組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決裁区分		
			知 事	専決者	
				部 長	局 長

組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決裁区分		
			知 事	専決者	
				部 長	局 長



健康増進課							
	1 省略						
	2 省略						
	3 省略						
	4 省略						
	5 省略						
	6 省略						
	7 省略						
	8 省略						
	9 省略						
	10 省略						
	11 健康増進法の施行に関する事務	1・2 省略					
		3 健康増進事業に対する技術的援助(第19条の3)					—
		4 健康増進事業の実施の状況に関する報告の徴収(第19条の4)					—
		5 省略					
	6 省略						
12 省略							
13 省略							
14 省略							
15 省略							

健康増進課	1 老人保健法の施行に関する事務	1 医療以外の保健事業の指導及び連絡調整(第21条)				—	
		2 医療以外の保健事業の実施の状況に関する報告の徴収(第79条)				—	
	2 省略						
	3 省略						
	4 省略						
	5 省略						
	6 省略						
	7 省略						
	8 省略						
	9 省略						
	10 省略						
	11 省略						
	12 健康増進法の施行に関する事務	1・2 省略					
		3 省略					
		4 省略					
		5 省略					
13 省略							
14 省略							
15 省略							
16 省略							

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
薬務衛生課	1 薬事法の施行に関する事務	1～4 省略			
		5 登録販売者に関すること。			
		(1) 試験の実施(第36条の4第1項、薬事法施行規則(以下この部において「省令」という。)第159条の4第2項)			—
		(2) 試験の合格の通知及び公示(省令第159条の6)			—
		(3) 登録(第36条の4第2項、省令第159条の8第2項)			—
		(4) 登録事項の変更の届出の受理(省令第159条の9第1項)			—
		(5) 登録の消除(省令第159条の10第1項、第2項、第4項)			—
		(6) 販売従事登録証の書換え交付(省令第159条の11第1項)			—
		(7) 販売従事登録証の再交付(省令第159条の12第1項)			—
		(8) 販売従事登録証の返納の受理(省令第159条の12第4項、第159条の13第2項)			—
	6 省略				
	7 省略				
8 省略					
	2～24 省略				

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
薬務衛生課	1 薬事法の施行に関する事務	1～4 省略			
		5 省略			
		6 省略			
		7 省略			
		2～24 省略			

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
子育て支援課	1～8 児童福祉法の施行に関する事務	1 省略			
		2 福祉の措置に関すること。			
		(1) 縁組の承諾の許可(第33条の7第2項、第47条第1項)			—
		(2) 省略			

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
子育て支援課	1～8 児童福祉法の施行に関する事務	1 省略			
		2 福祉の措置に関すること。			
		(1) 省略			

務	(3) 省略				
	(4) 省略				
	3 省略				
	4 保育士等に関すること。				
	(1)・(2) 省略				
	(3) 指定保育士養成施設卒業 証明書の交付(省令第6条 の5)				—
	(4) 省略				
10 省略					
11 児童虐待の防止等に関する法律の施行に関する事務	1 児童の身辺のつきまとい及び住所等の付近のはいかいの禁止命令(第12条の4第1項、第4項)				—
	2 命令に係る期間の更新(第12条の4第2項、第4項)				—
	3 命令の取消し(第12条の4第6項)				—
12・13 省略					

務	(2) 省略				
	(3) 省略				
	3 省略				
	4 保育士等に関すること。				
	(1)・(2) 省略				
	(3) 省略				
10 省略					
11 児童虐待の防止等に関する法律の施行に関する事務	1 保護者に対する勧告(第11条第2項)				—
12・13 省略					

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
障害福祉課	1～6 省略				
7 省略					

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
障害福祉課	1～6 省略				
	7 愛媛県重度心身障害児福祉手当支給規則の施行に関する事務	1 手当の支給の決定(第5条)			—
		2 支給決定の取消し及び手当の返還命令(第11条)			—
		3 手当に関する調査(第10条)			—
		4 受給資格喪失の決定(第9条)			—
8 省略					

組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決裁区分		
			知 事	専決者	
				部 長	局 長
国 民 健 康 保 険 室	1 省 略				
	2 高 齢 者 の 医 療 の 確 保 に 関 す る 法 律 の 施 行 に 関 す る 事 務	1 県医療費適正化計画に関すること。			
		(1) 計画の策定(第9条第1項)	—		
		(2) 市町との協議(第9条第4項)		—	
		(3) 計画の厚生労働大臣への提出及び公表(第9条第5項)			
		(4) 保険者等に対する協力の要請(第9条第6項)			
		(5) 計画の進捗状況に関する評価(第11条第1項)		—	
		(6) 計画の実績に関する評価、厚生労働大臣への報告及び公表(第12条第1項、第2項)		—	
		(7) 診療報酬に係る意見の提出(第13条第1項)	—		
		(8) 診療報酬に係る厚生労働大臣との協議(第14条第2項)			
		(9) 保険者等に対する資料の提出に関する協力の要請(第15条第1項)			
	(10) 保険者等に対する助言等(第15条第2項)		—		

組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決裁区分		
			知 事	専決者	
				部 長	局 長
国 民 健 康 保 険 室	1 省 略				
	2 老 人 保 健 法	1 医療、特定療養費の支給及び老人訪問看護療養費の支給に関すること。			
	— — — — の 施 行 に 関 す る 事 務	(1) 保険医療機関等、保険医等及び特定承認保険医療機関等の指導(第27条、第31条の2第10項、第31条の3第9項、第10項)			—
		(2) 保険医療機関等及び特定承認保険医療機関等に対する報告の命令等(第31条第1項、第31条の3第9項、第10項)			—
		(3) 当該職員の証の交付(第31条第2項、第31条の3第9項、第10項、第44条第3項、第46条の5の6第2項、第76条第2項、第79条第4項)			
		(4) 医師等に対する診療録の提示命令等(第44条第1項、第2項)			
		(5) 指定訪問看護事業者等の指導(第46条の5の5)			—
		(6) 指定訪問看護事業者等に対する報告の命令等(第46条の5の6第1項)			—
		(7) 社会保険診療報酬支払基金等に対する報告の徴収等(第76条第1項)			—
		(8) 保険者に対する報告の徴収等(第79条第3項)			—
		(9) 病院等からの名称等の届出(変更の届出を含む。)の受理(老人保健法施行規則(以下この項において「省令」という。)第17条第4項)			
	(10) 市町長からの実施状況の報告の受理(省令第58条)			—	
	(11) 保険医療機関からの届出の受理(基本診療料の施設			—	



(第134条第3項、第152条  
第2項)

別表第6 (第4条関係)

知事の権限に属する経済労働部関係事務に係る特定決裁事項

組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決裁区分		
			知 事	専決者	
				部 長	局 長
労 政 雇 用 課	1～4 省略				
	5 中 小企 業労 働相 談所 に関 する 事務	1 中小企業労働相談員の任命 及び委嘱 _____			
	6 労 働教 育に 関す る事 務	1 省略			
	7 省 略				
	8 省 略				
	9 省 略				
	10 省 略				

別表第6 (第4条関係)

知事の権限に属する経済労働部関係事務に係る特定決裁事項

組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決裁区分		
			知 事	専決者	
				部 長	局 長
労 政 雇 用 課	1～4 省略				
	5 労 働問 題懇 談会 に関 する 事務	1 委員の委嘱(愛媛県労働問 題懇談会実施要領(昭和43年 5月16日制定)第4条第2項)			
	6 中 小企 業労 働相 談所 に関 する 事務	1 中小企業労働相談員の任命 及び委嘱(愛媛県中小企業労 働相談所組織規則第3条)			
	7 労 働教 育に 関す る事 務	1 省略			
		2 日本ILO協会に関するこ と。			
	8 省 略				
	9 中 小企 業従 業員 態度 測定 に関 する 事務	1 労務診断の実施			
		2 労務管理改善に関する指導			
	10 省 略				
	11 省 略				
	12 省 略				

11 省略				
12 省略				
13 省略				
14 労働時間等設定の改善に関する特別措置法の施行に関する事務	1 労働時間等設定改善指針の策定及び変更に係る厚生労働大臣への意見の具申（第4条第2項、第4項）			
	2 労働時間等設定改善実施計画の承認及び変更承認（第8条第1項、第9条第1項、第14条第1項）、労働時間等の設定の改善に関する特別措置法第8条から第12条までに規定する厚生労働大臣の権限の一部の委任等に関する政令（以下この部において「政令」という。）第2条第1項）			
	3 承認計画の変更の指示（第9条第2項、第14条第1項）、政令第2条第1項）			
	4 承認計画の承認の取消し（第9条第2項、第12条第2項、第14条第1項）、政令第2条第1項）			
	5 労働時間等設定改善実施計画に係る公正取引委員会への意見の具申（第10条第1項、第4項、第14条第1項）、政令第2条第1項）			
	6 承認計画の承認を取り消した旨の公正取引委員会への通知（第10条第6項、第12条第3項、第14条第1項）、政令第2条第1項）			
	7 承認事業主による労働時間等設定改善促進措置の実施に関する関係事業主等への協力の要請（第11条第2項、第14条第1項）、政令第2条第1項）			
	8 承認計画の実施状況の報告の徴収（第12条第1項、第14条第1項）、政令第2条第1項）			

13 省略				
14 省略				
15 省略				
16 労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の施行に関する事務	1 労働時間短縮推進計画の策定及び変更に係る厚生労働大臣への意見の具申（第4条第5項、第7項）			
	2 労働時間短縮推進計画の承認及び変更承認（第8条第1項、第9条第1項、第13条の2第1項、労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法第8条から第12条までに規定する厚生労働大臣の権限の一部の委任等に関する政令（以下この部において「政令」という。）第2条第1項）			
	3 承認計画の変更の指示（第9条第2項、第13条の2第1項、政令第2条第1項）			
	4 承認計画の承認の取消し（第9条第2項、第12条第2項、第13条の2第1項、政令第2条第1項）			
	5 労働時間短縮実施計画に係る公正取引委員会への意見の具申（第10条第1項、第4項、第13条の2第1項、政令第2条第1項）			
	6 承認計画の承認を取り消した旨の公正取引委員会への通知（第10条第6項、第12条第3項、第13条の2第1項、政令第2条第1項）			
	7 承認事業主による労働時間短縮促進措置の実施に関する関係事業主等への協力の要請（第11条第2項、第13条の2第1項、政令第2条第1項）			
	8 承認計画の実施状況の報告の徴収（第12条第1項、第13条の2第1項、政令第2条第1項）			